

【】 基本的人権と個人の尊重

[基本的人権と個人の尊重]

[問題](1 学期期末)

「国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」(憲法 11 条)は日本国憲法の三大原則の何と関連があるか。

[解答欄]

[解答]基本的人権の尊重

[解説]

基本的人権の^{そんちよう}尊重は日本国憲法の三大原則の 1 つである。憲法は「国民は、すべての基本的人権の享有^{きようゆう}を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、^{おか}侵すことのできない^{えいきゆう}永久の権利として、

[基本的人権の尊重]

永久の権利，不断的努力で保持
個人として尊重される

現在及び将来の国民に与えられる。」(11 条)、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の^{ふだん}不断的努力によって、これを保持しなければならない。」(12 条)と定めている。人権の保障は、「個人の尊重」の原理に基づいている。13 条は「すべて国民は、個人として^{そんちよう}尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と定めている。個人の尊重は「^{もと}法の下での平等」とも深く関係している。

※「基本的人権の尊重」「永久の権利」「不断的努力」がときどき出題される。

[問題](1 学期期末)

次の文中の①～⑤にあてはまる語句を下の[]からそれぞれ選べ。

- A 国民は、すべての基本的人権の(①)を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない(②)の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。(憲法第 11 条)
- B この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の(③)によって、これを保持しなければならない。(憲法第 12 条)
- C すべて国民は、(④)として尊重される。(憲法第 13 条)。
- D すべて国民は、法の下に(⑤)であって、…政治的、経済的、又は社会的関係において、差別されない。(憲法第 14 条)

[個人 不断的努力 享有 永久 平等]

[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ |
| ⑤ | | | |

[解答]① 享有 ② 永久 ③ 不断の努力 ④ 個人 ⑤ 平等

[問題](1 学期期末)

次の文章中の①～④に適語を入れよ。

憲法は、(①)を侵すことのできない(②)の権利として保障している。歴史的には自由権と平等権が確立され、のちに社会権が成立した。そして憲法は、これらの権利を「不断の(③)によって、これを保持しなければならない。」と定めている。

人権保障の基本は「(④)の尊重」の原理である。

[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|

[解答]① 基本的人権 ② 永久 ③ 努力 ④ 個人

[問題](1 学期期末)

基本的人権は、憲法 13 条で保障される何という原理に基づいているか。

[解答欄]

[解答]個人の尊重

[子どもの人権]

[問題](1 学期期末改)

子どもの人権を守るために 1989 年に国際連合で採択された条約は何か。この条約は、子どもの「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」などを定めている。

[解答欄]

[解答]子どもの権利条約

[解説]

子どもの権利条約は 1989 年に国連総会で採択^{さいたく}された。
 この条約は、子どもの権利として、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利をあげている。日本も 1994 年に条約を批准した。
 ※この単元はときどき出題される。

| |
|---|
| [子どもの権利条約] 1989年に国連総会で採択 ----- 生きる権利、育つ権利 守られる権利、参加する権利 |
|---|

[問題](2 学期期末)

次の各問いに答えよ。

【子どもの権利】

[①]権利

- 防げる病気などで命を失わないこと。
- 病気やけがをしたら治療を受けられること。

[②]権利

- 教育を受け、休んだり遊んだりできること。
- 考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができること。

[③]権利

- あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。
- 障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られること。

[参加する権利]

- 自由に意見を表明したり、集まってグループをつくって自由な活動をしたりできること。

- (1) 上の資料は、国際連合が子どもの人権を尊重する目的で採択した条約の内容を示している。この条約の名を書け。
- (2) 資料の①～③に適する語句を書け。

[解答欄]

| | | |
|-----|------|---|
| (1) | (2)① | ② |
| ③ | | |

[解答](1) 子どもの権利条約 (2)① 生きる ② 育つ ③ 守られる

[問題](1 学期期末)

次の資料の条約を、1989 年に採択した国際機関を何というか。

児童に関するすべての措置をとるにあたっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

[解答欄]

[解答]国際連合

【】 平等権

[法の下での平等(憲法 14 条)]

[問題](1 学期期末)

次の文の()に適語を入れよ。

すべて国民は、()に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会関係において、差別されない。(第 14 条①)

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]法の下

[解説]

平等権は基本的人権の基礎となるものである。日本国憲法は 14 条 1 項で、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会関係において、差別されない。」と定めている。

[法の下での平等(14条)]

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

※平等権に関する試験問題では、この 14 条の穴埋め問題がよく出題される。もっとも出題頻度が高いのは「法の下に平等」の部分である。「差別されない」の部分もよく出題される。

[問題](1 学期期末)

次の文中の①～③に適語を入れよ。

すべて国民は、(①)の下に(②)であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的、又は社会的関係において、(③)されない。

[解答欄]

| | | |
|---|---|---|
| ① | ② | ③ |
|---|---|---|

[解答]① 法 ② 平等 ③ 差別

[問題](2 学期中間)

次の文中の①～④に適語を入れよ。

すべて国民は、(①)であって、人種、(②)、性別、社会的身分又は(③)により、政治的、経済的又は社会的関係において、(④)されない。

[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|

[解答]① 法の下に平等 ② 信条 ③ 門地 ④ 差別

[問題](2 学期中間)

次の文中の①～④に適語を入れよ。

日本国憲法の第(①)条 1 項は、「すべて国民は、法の下に平等であって、(②), 信条, (③), (④)的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定めている。

[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|

[解答]① 14 ② 人種 ③ 性別 ④ 社会

[問題](1 学期期末)

憲法第 14 条 1 項を書け。

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

[問題](2 学期中間)

人種、信条、性別、社会的身分などによって差別されない権利を何というか。

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]平等権

[部落差別の撤廃]

[問題](1 学期中間)

1965年に「部落差別をなくすことは国の責務であり、国民的課題である」と宣言した答申を出したのは何という機関か。

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]同和对策審議会

[解説]

江戸時代のえた、ひにんという差別された身分は、明治になって法律では廃止されたが、その後も、就職、教育、結婚などでの部落差別が続いた。大正時代の1922年には、部落差別からの解放をめざして

全国水平社が結成された。1965年の同和对策審議会の答申は、差別をなくすことは国の責務であり、国民の課題であるとした。

※この単元で出題頻度が高いのは「同和对策審議会の答申」である。「部落差別」もときどき出題される。

| |
|--|
| [<u>部落差別</u>]の撤廃] 大正時代、全国水平社 1965年、 <u>同和对策審議会</u> の答申 |
|--|

[問題](1 学期期末)

下の文中の①、②にあてはまる語句を答えよ。

江戸時代の身分制度による(①)差別は、四民平等の明治時代になっても残り、差別が続いていた。1965年に(②)会は、「差別をなくすことは国の責務であり、国民の課題である」という答申を出した。

[解答欄]

| | |
|---|---|
| ① | ② |
|---|---|

[解答]① 部落 ② 同和对策審議

[問題](1 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 江戸時代のえた、ひにんという差別された身分は、明治になって法律では廃止された。しかし、その後も、就職、教育、結婚などでの差別は続いてきた。この差別を何というか。
- (2) (1)の差別をなくすために、さまざまな運動が展開されてきた。1922年(大正11年)に、差別からの解放を求めて結成された組織を何というか。

(3) 1965 年、部落差別をなくすことは国の責務であり、国民の課題であると宣言した
答申を、政府に出したのは何という機関か。

[解答欄]

| | | |
|-----|-----|-----|
| (1) | (2) | (3) |
|-----|-----|-----|

[解答](1) 部落差別 (2) 全国水平社 (3) 同和対策審議会

[アイヌ民族への差別の撤廃]

[問題](1 学期期末)

アイヌ民族への差別の問題の解決をめざして行われている対策に、関係の深いことが
らを次の[]の中から1つ選べ。

[同和対策審議会答申 アイヌ文化振興法 男女雇用機会均等法 障害者雇用促進法]

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]アイヌ文化振興法

[解説]

アイヌ民族は古くから、北海道、樺太(サハリン)、千島
列島を居住地とし、独自の言葉と文化を持ち、歴史を
築いてきた。しかし、明治政府が伝統的な風習などを
禁止して同化政策を進めたため、アイヌの人たちは民族固有の生活や文化を維持できな
くなった。この中で、アイヌ民族への差別と偏見が強められていった。これに対し、1997
年に、アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される社会をつくることを目的として
アイヌ文化振興法が制定された。また、2008年には国会で、「アイヌ民族を先住民族と
することを求める決議」が行われた。

[アイヌ民族への差別の撤廃]
1997年、アイヌ文化振興法

※この単元で出題頻度が高いのは「アイヌ民族」である。「アイヌ文化振興法」もときど
き出題される。

[問題](1 学期期末)

次の文章を読んで、後の各問いに答えよ。

(①)民族は古くから、北海道、サハリン、千島列島を居住地とし、独自の言葉と
文化を持ち、歴史を築いてきた。しかし、明治政府は(①)民族に日本文化を強制し、(①)
民族への差別と偏見が強められていった。これに対し、1997年に、アイヌの人たちの民
族としての誇りが尊重される社会をつくることを目的として(②)法が制定された。

(1) 文中の①, ②にあてはまる語句を答えよ。

(2) 文中の下線部について、このことを特に何政策というか。

[解答欄]

| | | |
|------|---|-----|
| (1)① | ② | (2) |
|------|---|-----|

[解答](1)① アイヌ ② アイヌ文化振興 (2) 同化政策

[問題](2 学期中間改)

次の各問いに答えよ。

- (1) アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される社会の実現をはかることをおもな目的として、1997年に成立した法律は何か。
- (2) 2008年には国会で、「アイヌ民族を()民族とすることを求める決議」が行われた。()に適する語句を答えよ。

[解答欄]

| | |
|-----|-----|
| (1) | (2) |
|-----|-----|

[解答](1) アイヌ文化振興法 (2) 先住

[在日韓国・朝鮮人への差別の撤廃]

[問題](1 学期期末)

次の文中の()にあてはまる語句を書け。

現在の社会には、今なお、多くの差別がある。女性差別や部落差別、アイヌ民族への差別、在日韓国・()人への差別、外国人労働者への差別、障害のある人たちへの差別などが、その例である。

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]朝鮮

[解説]

現在、日本には多くの在日韓国・朝鮮人が居住している。その中には、1910年の日本の韓国併合による植民地支配の時代に移住・強制連行され

| |
|--|
| [在日韓国・朝鮮人への差別の撤廃] 1910年の韓国併合→強制移住など |
|--|

た人々の子孫も多い。現在においても、これらの在日韓国・朝鮮人に対する差別は根強く残っている。こうした差別は、個人の尊厳と自由・平等の基本的人権にかかわる問題として、早くなくさなくてはならない。

※この単元はたまに出題される。

[問題](1 学期期末)

次の文中の①～③に適語を入れよ。

現在、日本には多くの在日韓国・朝鮮人が居住している。その中には、1910年の日本の(①)による植民地支配の時代に、移住・強制連行された人々の子孫も多い。在日韓国・朝鮮人への差別は、(②)の尊厳と自由・平等の基本的(③)にかかわる問題として、早くなくさなくてはならない。

[解答欄]

| | | |
|---|---|---|
| ① | ② | ③ |
|---|---|---|

[解答]① 韓国併合 ② 個人 ③ 人権

[部落・アイヌ・朝鮮人差別全般]

[問題](2 学期中間)

次の文章を読んで、後の各問いに答えよ。

A aこの地域を居住地とし、独自の文化をもつ(①)民族の人々は、明治政府がとった政策によってさまざまな差別を受けてきた。

B 戦時中に日本が植民地にした bこの地域からは、多くの人々が日本に強制的に連行され、その子孫である在日韓国人や在日(②)人の人々が、現在でも就職や参政権の制限など、さまざまな差別を受けている。

C cこの地域に開かれた幕府がとった身分制度によって、ひどい差別を受けた人々の子孫への偏見は、(③)差別として、現在の社会でも根強く残っている。



(1) 文中の①～③に適する語を書け。

(2) 文中の下線部 a～c にあてはまる場所を地図中のア～エからそれぞれ選べ。

(3) A～Cの各文と最も関係が深いものを、次のあ～えからそれぞれ選べ。

あ 1965年、同和对策審議会はこの差別をなくすことは、国の責務であり、国民の課題であると答申した。

い この人たちの文化の継承・振興をはかり民族としての誇りが尊重される社会の実現をめざす法律が、1997年に制定された。

う 公務員になることなどの制限があったが、最近見直しが始まり、川崎市などでは公務員採用試験の受験資格から、国籍条項を撤廃した。

え 女性は、就職がむずかしかったり、給与や昇進が男性と同じ基準でなかったり、不利にあつかわれている現状がある。

[解答欄]

| | | | |
|------|---|------|------|
| (1)① | ② | ③ | (2)a |
| b | c | (3)A | B |
| C | | | |

[解答](1)① アイヌ ② 朝鮮 ③ 部落 (2) a イ b ア c ウ (3)A い B う C あ

[男女平等：男女雇用機会均等法]

[問題](1 学期中間)

女性は、採用や昇進などで男性よりも不利にあつかわれがちであった。これを改めるために、雇用における女性差別を禁止した法律(1985年制定, 1999年改正)が作られた。何という法律か。

[解答欄]

[解答]男女雇用機会均等法

[解説]

従来、女性は、社会に出て働こうとする場合、就職が難しかったり、給与や昇進が男性と同じ基準ではなかったりして、男性よりも不利にあつかわれがちであった。これは14条で平等権を定めた憲法の趣旨にも反する。女性が活躍できる社会をつくるためには、男性中心の社会のあり方を考え直し、女性の就労の機会を広げることが必要である。

そこで、1985年に男女雇用機会均等法が制定され、雇用における女性差別が禁止された。これによって、

例えば、「男子営業社員募集」という求人広告は違法になった。「男女営業社員募集」、または「営業社員募集」と直さなければならない。また、右上のような場合も「総合職(男性)」を「総合職(男女)」、「事務職(女性)」を「事務職(男女)」と直さなければならない。男女雇用機会均等法は、1999年に労働基準法とともに改正され、努力義務は禁止措置にかわり、またセクシャル・ハラスメント(男女双方に対する性的ないやがらせ)の防止も事業主の配慮義務とされるようになった。

※この単元で出題頻度が高いのは、「男女雇用機会均等法」である。また、求人広告の不適切な点を指摘させる問題もよく出題される。

[男女雇用機会均等法]

雇用における女性差別を禁止
セクシャル・ハラスメントの防止

正社員募集
年齢:20歳以上
職種:総合職(男性)
 事務職(女性) → 「男女」と直す
給与:25万円以上

[問題](1 学期期末)

次の文の①, ②の()内より適切な語句を選べ。

1985年, ①(男女共同参画社会基本/男女雇用機会均等)法が制定され, 雇用にあたって, 女性と男性を②(女性優先/平等)に扱うことが義務づけられた。

[解答欄]

| | |
|---|---|
| ① | ② |
|---|---|

[解答]① 男女雇用機会均等 ② 平等

[問題](1 学期期末)

次の文の①~③にあてはまる語句を下の[]からそれぞれ選べ。

(①)が活躍できる社会をつくるためには, (②)中心の社会のあり方を考え直し, ①の勤労の機会を広げることが必要である。1985年に制定された(③)は, 1999年に改正され, 職場における男女の平等がいっそう強化された。

[男女雇用機会均等法 男性 女性 外国人]

[解答欄]

| | | |
|---|---|---|
| ① | ② | ③ |
|---|---|---|

[解答]① 女性 ② 男性 ③ 男女雇用機会均等法

[問題](1 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 右の求人広告をそのまま新聞に掲載することはできない。どこをどのように直せばよいか。
- (2) (1)のような雇用における男女差別をなくすことを目的に, 1985年に制定された法律は何か。

| |
|----------------------|
| 男子営業社員募集 |
| ・年齢 40歳位まで ・普通免許所有者 |
| ・待遇 当社規定により経験者優遇 |
| ・勤務地 ○○営業所 |
| △△株式会社 TEL (**)*×××× |

[解答欄]

| |
|-----|
| (1) |
| (2) |

[解答](1) 「男子営業社員募集」を「営業社員募集」(または「男女営業社員募集」)に直す。(2) 男女雇用機会均等法

[問題](2 学期期末)

次の求人広告には問題がある。どこをどのように直せばよいか。

| |
|---|
| 正社員募集 年齢:20歳以上 職種:総合職(男性) 事務職(女性) 給与:25万円以上 〇〇株式会社 |
|---|

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]「総合職(男性)」を「総合職(男女)」,「事務職(女性)」を「事務職(男女)」と直す。

[問題](1 学期期末)

次の各問いに答えよ。

(1) 次の資料は、ある法律の第1条である。この法律の名称を書け。

「この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。」

(2) (1)の法律は、憲法の基本的人権のうちの何権にもとづいて制定されたか。

(3) 性別にかかわらず、能力を發揮できる環境をつくるために(1)の法律が防止するよう求めている性的ないやがらせを何というか。

[解答欄]

| | | |
|-----|-----|-----|
| (1) | (2) | (3) |
|-----|-----|-----|

[解答](1) 男女雇用機会均等法 (2) 平等権 (3) セクシャル・ハラスメント

[男女平等：男女共同参画社会基本法]

[問題](1 学期中間)

男女の区別なく個人として能力を生かすことができる社会を実現するために 1999 年に施行された法律は何か。

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]男女共同参画社会基本法

[解説]

今日においても、「男は外で仕事、女は家で家事、育児」といった意識が残っている。しかし、女性の社会進出が進んだ現在の社会では、そのような考え方は妥当性を失ってきている。

男女の区別なく、個人として能力を生かすこと

ができる男女共同参画社会をつくることを目的として、1999年に男女共同参画社会基本法が制定された。また、仕事と育児や介護などが両立できる環境を整えるために、育児・介護休業法が制定された。

※この単元で出題頻度が高いのは、「男女共同参画社会」「男女共同参画社会基本法」である。

[男女共同参画社会]

男女の区別なく、個人として能力を生かすことができる社会

1999年に男女共同参画社会基本法

[問題](前期期末)

下の資料は、1999年にわが国で成立した、男女の別なく個性や能力を生かせる社会づくりのための法律である。①この法律名を書け。②また、資料中の()にあてまはる語句を書け。

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国もしくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に()して参画する機会が確保されることを旨としておこなわなければならない。

[解答欄]

| | |
|---|---|
| ① | ② |
|---|---|

[解答]① 男女共同参画社会基本法 ② 共同

[問題](2学期期末)

企業での労働を含め、男女差別の解消や、社会のあらゆる活動へ女性が参加できる社会づくりがめざされている。このような社会を何というか。

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]男女共同参画社会

[問題](1 学期期末)

次のア～エのうち、「男女共同参画社会基本法」の説明として最も正しいものを 1 つ 選び記号で答えよ。

- ア 1999 年に改正された法律で、採用、配置、昇進は男性が優位な立場であるが、給与(給料)では女性が優遇される。
- イ 職業だけでなく、家事も育児も介護も、男女が対等に協力し性別にかかわらず個性や能力を発揮して共に活躍できる社会をめざしている。
- ウ 1999 年に改正された法律で、採用、配置、昇進にも男女に平等な機会があたえられることが義務づけられた。
- エ 財産の相続については、男女は全く平等の権利を有する。

[解答欄]

[解答]イ

[問題](補充問題)

仕事と育児や介護などが両立できる環境を整えるために制定された法律は何か。

[解答欄]

[解答]育児・介護休業法

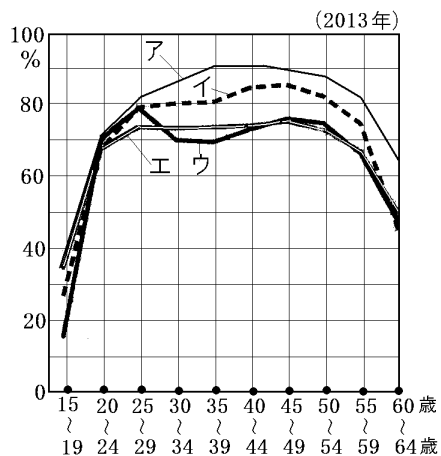
[男女平等：働く女性の割合]

[問題](1 学期期末)

右のグラフは、おもな国の女性の働いている割合を表しており、ア～エはアメリカ、ドイツ、スウェーデン、日本のいずれかを示している。日本にあてはまるものを、ア～エから 1 つ選べ。

[解答欄]

[解答]ウ



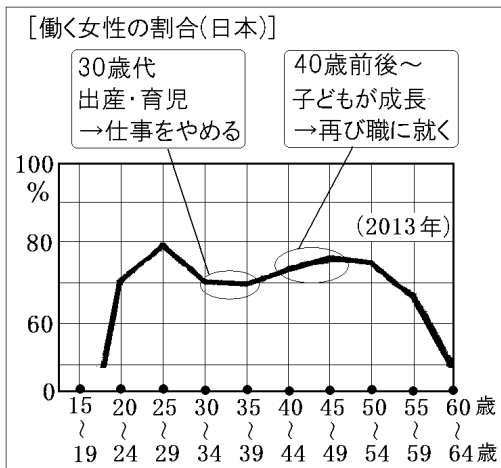
[解説]

問題のグラフのウが日本のものである。

スウェーデン(ア), ドイツ(イ), アメリカ(エ)とくらべて, 30歳代の女性の働いている割合が落ちているのが特色である。これは, 出産・育児のために仕事をやめるためと考えられる。40歳前後から割合が再び増加しているが, 子どもがある程度大きくなって育児の手間がかからなくなったころ, 今度は教育費などがかかるようになって, パート等の形で再び職につくためと考えられる。結婚して子どもが生まれても仕事を続けたいと願っても, それを可能にする社会基盤(

保育所など)が十分でなければ, 仕事を続けることはできない。男女共同参画社会を実現するためには, 仕事と育児が両立できる環境を整えることが必要である。例えば, 保育所の受け入れ児童数の拡大をはかったり, 職場においては, 育児や介護のための休暇制度を充実させたり, 家庭においては, 家族がそれぞれ育児や介護を積極的に分担することなどである。

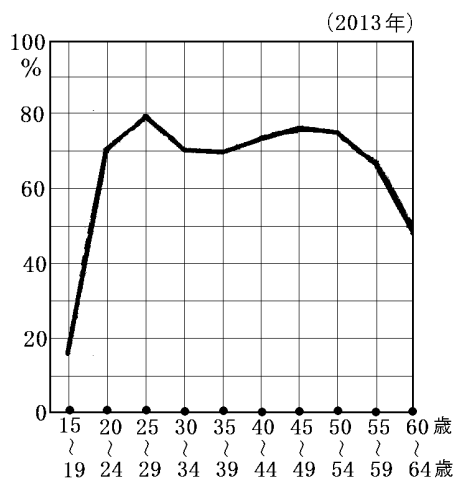
※この単元はときどき出題される。



[問題](1 学期中間)

右の資料は日本における, 女性の年齢別の働いている割合を示している。これについて後の各問いに答えよ。

- (1) 30歳代の働く女性の割合はどのように変化しているか。
- (2) (1)の変化をもたらしている理由として考えられることを, 簡潔に答えよ。
- (3) 40歳前後から働く女性の割合が再び増加しているが, その理由として考えられることを, 簡潔に答えよ。



[解答欄]

| | |
|-----|-----|
| (1) | (2) |
| (3) | |

[解答](1) 減少している。(2) 出産・育児のために仕事をやめるから。(3) 子どもがある程度大きくなると再び職に就くから。

[問題](1 学期期末)

次の会話文を読んで、後の各問いに答えよ。

夫の母：子どもができたそうね。子育てのために仕事をやめるのよね？

妻：やめるつもりはないんです。

夫：ぼくが子育てのための休暇をとるつもりなんだよ。

夫の母：何を言っているの！昔から、「男は外で仕事、女は家で家事、育児」というでしょう。わたしのときは、結婚と同時に仕事をやめたものよ。

夫：お母さん、「
」

- (1) 30歳～39歳の女性の働いている割合が低いのはなぜか。上の会話文を参考にして、考えられる理由を簡単に書け。
- (2) 会話文中の「
」には、次の文章が入る。文中の①～④に適する語句を、漢字で書け。(①、④は漢字2字、②は漢字5字、③は漢字6字で答えよ。)

日本国憲法では、(①)の尊厳と両性の(②)が定められているよ。これからの社会は、男女の区別なく、(①)として能力を生かすことができる(③)社会になっていくはずだよ。最近は保育サービスも充実してきたし、男性も(④)休暇をとれるんだ。何より、生まれてくる子は、ぼくと彼女の子なんだから、ぼくが(④)をしてもおかしくないでしょう。お母さんも、彼女が仕事を続けられるように応援してほしいな。

[解答欄]

| | | | |
|------|---|---|---|
| (1) | | | |
| (2)① | ② | ③ | ④ |

[解答](1) 子供が生まれると仕事をやめることが多いから。(2)① 個人 ② 本質的平等 ③ 男女共同参画 ④ 育児

[障害のある人への配慮]

[問題](1 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 障がいのある人や高齢者が一般社会の中で安全・快適に暮らせるよう、身体的、精神的、社会的な障壁を取り除こうという考え方を何というか。
- (2) 障がいのあるなしにかかわらず、すべての人が区別されることなく普通の生活を送ることを何というか。

[解答欄]

| | |
|-----|-----|
| (1) | (2) |
|-----|-----|

[解答](1) バリアフリー (2) ノーマライゼーション

[解説]

高齢者や障がいのある人たちが、社会で安全・快適に生活していけるよう、身体的、精神的、社会的なバリア(障壁)を取り除こうという考え方をバリアフリーという。例えば、道路の段差をなくしたり、階段にかわるスロープをつくったり、エレベーターの行き先階ボタンを、車いすを利用する人の使いやすい高さにあわせたりする、車いすで乗降できる路面電車やバスを運行させるなどである。

また、障がいのあるなしにかかわらず、すべての人が区別されることなく普通の生活を送るノーマライゼーションの実現が求められている。障がいのある人の自立と社会参画を支援するために、障害者基本法が制定されている。2013年には、障がいのある人に対する差別を禁止する障害者差別解消法が制定された。

※この単元でやや出題頻度が高いのは「バリアフリー」「ノーマライゼーション」である。

[障害のある人への配慮]

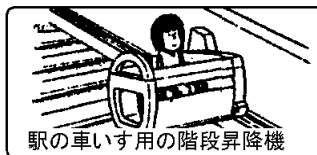
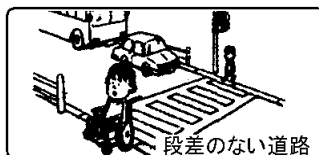
バリアフリー 障壁を取り除く

ノーマライゼーション

障がいのあるなしにかかわらず、普通の生活を送る

[問題](3 学期)

下の資料を参考にして、次の文中の空欄にあてはまる語句を答えよ。



障がいのある人やお年寄りが一般の社会で、一般の人たちと一緒に安全に暮らせるように、身体的、(①)的、社会的な障壁を取り除こうという考え方を(②)という。

【解答欄】

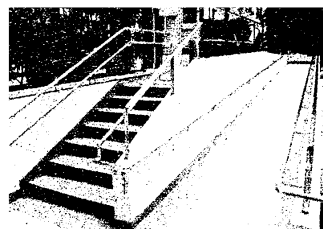
| | |
|---|---|
| ① | ② |
|---|---|

【解答】① 精神 ② バリアフリー

【問題】(1 学期期末)

右の資料を見て、次の各問いに答えよ。

- (1) 右の資料に見られる工夫は、どのような考えのもとづくものか。カタカナで書け。
- (2) どのような人に対しての工夫か。
- (3) どのような工夫がなされているか。2つあげよ。



【解答欄】

| | |
|-----|-----|
| (1) | (2) |
| (3) | |

【解答】(1) バリアフリー (2) 障がいのある人 (3) スロープがつくられている。階段に手すりが付けられている。

【問題】(2 学期中間)

ノーマライゼーションの考え方として正しいものを次のア～エから1つ選べ。

- ア 障がいのあるなしにかかわらず、すべての人が区別されることなくふつうの生活を送ること。
- イ 障がい者や高齢者などが生活していく上で、身体的、精神的障壁をなくすということ。
- ウ 障がいなどの有無にかかわらず、すべての人が使える物や環境のデザインのこと。
- エ すべての人が人たるに値する生活が営めるよう社会保障制度の充実を図ること。

【解答欄】

| |
|--|
| |
|--|

【解答】ア

【解説】

アはノーマライゼーション、イはバリアフリー、ウはユニバーサルデザインについての説明である。

[問題](2 学期中間)

次の各問いに答えよ。

- (1) 障がいのあるなしにかかわらず、すべての人が区別されることなく普通の生活を送ることができる社会をめざす考え方は、何と呼ばれるか。
- (2) 次の法律の名称を答えよ。

第1条「この法律は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、…障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の福祉を増進することを目的とする。」

[解答欄]

| | |
|-----|-----|
| (1) | (2) |
|-----|-----|

[解答](1) ノーマライゼーション (2) 障害者基本法

[問題](2 学期中間)

「ノーマライゼーション」の意味を「障がいのあるなし」「普通の生活」という語句を使って説明せよ。

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]障がいのあるなしにかかわらず、すべての人が区別されることなく普通の生活を送ること。

[問題](3 学期改)

次の文章中の①、②に適語を入れよ。

差別をなくし、一人ひとりを大切に、ともに助け合って生きてゆく社会を(①)社会という。(①)社会を築いていくためには、すべての人にとって暮らしやすい社会を実現していくことが欠かせない。例えば、言葉や文化、性別、年齢、障がいの有無などにかかわらず利用できる(②)デザインは、そのような試みの一つである。

[解答欄]

| | |
|---|---|
| ① | ② |
|---|---|

[解答]① 共生 ② ユニバーサル

【】自由権

[精神の自由]

[問題](1 学期期末)

思想および良心の自由，信教の自由，集会・結社・表現の自由，学問の自由などは，自由権のうちの何の自由に属するか。

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]精神の自由

[解説]

誰もが自由にもものを考え，自由にもものを言えるという精神の自由は，人間らしく生きていくために不可欠なものであると同時に民主主義の基礎でもある。日本国憲法は，次のように精神の自由を定めている。

「思想及び良心の自由は，これを侵してはならない。」(19条)

「信教の自由は，何人に対してもこれを保障する。」(20条)

「集会，結社及び言論，出版その他一切の表現の自由は，これを保障する。」(21条)

「検閲は，これをしてはならない。通信の秘密は，これを侵してはならない。」(21条)

「学問の自由は，これを保障する。」(憲法 23 条)

※この単元で出題頻度が高いのは「精神の自由」「表現の自由」「信教の自由」「学問の自由」である。

| |
|--|
| 〔精神の自由〕 思想・良心の自由 信教の自由 集会・結社・表現の自由 学問の自由 |
|--|

[問題](1 学期期末)

次の文の①～③に適語を入れよ。

- ・思想及び(①)の自由は，これを侵してはならない。(憲法 19 条)
- ・(②)，結社及び言論，出版その他一切の(③)の自由は，これを保障する。(憲法 21 条)

[解答欄]

| | | |
|---|---|---|
| ① | ② | ③ |
|---|---|---|

[解答]① 良心 ② 集会 ③ 表現

[問題](1 学期中間)

次の文の①, ②に適語を入れよ。

(①)の自由には, 次のようなものがある。

- ・思想・良心・信教・学問の自由(第 19・20・23 条)
- ・集会・結社・表現の自由および(②)の秘密(第 21 条)

[解答欄]

| | |
|---|---|
| ① | ② |
|---|---|

[解答]① 精神 ② 通信

[問題](2 学期期末)

日本国憲法 21 条が保障する, 人が正しいと思うことを自由にいえることを何というか。

[解答欄]

[解答]表現の自由

[問題](1 学期期末)

表現の自由とはどのような自由をいうか。説明せよ。

[解答欄]

[解答]言論・出版などによって自分の考えを表現する自由。

[身体の自由]

[問題](1 学期期末)

身体を不法に拘束されない自由, 奴隷的拘束や苦役からの自由などが保障されている自由権を何の自由というか。

[解答欄]

[解答]身体の自由

[解説]

戦前には、軍部や天皇制に反対する者が不当な拘束を受け、激しい拷問を受けて獄死するということがあった。日本国憲法は、犯罪捜査にあたって権力の行きすぎがないように、次のように定めている。

[身体の自由]

奴隷的拘束・苦役からの自由
法定手続きの保障・罪刑法定主義
逮捕には裁判官の出す令状が必要
拷問や残虐な刑罰の禁止

「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。」(18条)

「何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命もしくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。」(31条)

「何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官権(裁判官)が発し、かつ理由となっている犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。」(33条) 「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる」(36条)

※この単元で出題頻度が高いのは「身体の自由」「令状」である。「現行犯」「奴隷的拘束」「苦役」もときどき出題される。

[問題](1 学期期末)

次の文の①、②に適語を入れよ。

何人も、(①)として逮捕される場合を除いては、…犯罪を明示する(②)によらなければ逮捕されない。(憲法第 33 条)

[解答欄]

| | |
|---|---|
| ① | ② |
|---|---|

[解答]① 現行犯 ② 令状

[問題](1 学期期末)

次の文の①～③に適語を入れよ。

- ・何人も、いかなる(①)的拘束も受けない。又、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する(②)に服させられない。(憲法 18 条)
- ・何人も、(③)の定める手続きによらなければ、その生命もしくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。(憲法 31 条)

[解答欄]

| | | |
|---|---|---|
| ① | ② | ③ |
|---|---|---|

[解答]① 奴隷 ② 苦役 ③ 法律

[問題](2 学期中間)

身体の自由について述べた文として最も適当なものを1つ選べ。

ア すべての人は、等しく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられる。

イ すべての人は、自由にものを考え、自分の意見を発表することができる。

ウ すべての人は、自由に職業を選び、経済活動を営むことができる。

エ すべての人は、法律が定める手続きによらなければ刑罰を科せられない。

[解答欄]

[解答]エ

[経済活動の自由]

[問題](1 学期期末)

何人も公共の福祉に反しない限り、居住・移転の自由、職業選択の自由、財産権が保障されている。この基本的人権を何の自由というか。

[解答欄]

[解答]経済活動の自由

[解説]

経済活動の自由は、人間としての生存に不可欠のものである。

「何人も、公共の福祉^{ふくし}に反しない限り、居住、移転、職業選択^{きょじゆう いてん しよくぎょうせんたく}の自由を有する。」(憲法 22 条 1 項)

「財産権^{さいさんけん}は、これを侵してはならない。」(憲法 29 条 1 項)

※この単元で出題頻度が高いのは「経済活動の自由」「職業選択の自由」「居住、移転の自由」である。

[経済活動の自由]

[職業選択の自由]

[居住・移転の自由]

[財産権の保障]

[問題](1 学期期末)

職業選択の自由は、自由権のうち何の自由に属するか。

[解答欄]

[解答]経済活動の自由

[問題](3 学期)

Aさんは会社をやめて独立した。これと最も関係がある自由権は、次の[]のどれか。

[集会・結社・表現の自由 生命・身体の自由 職業選択の自由]

[解答欄]

[解答]職業選択の自由

[問題](1 学期中間)

次の文の①～③に適語を入れよ。

(①)活動の自由には、次のようなものがある。

- ・居住・移転・(②)の自由(第 22 条)
- ・(③)権の不可侵(第 29 条)

[解答欄]

| | | |
|---|---|---|
| ① | ② | ③ |
|---|---|---|

[解答]① 経済 ② 職業選択 ③ 財産

[自由権の分類]

[問題](2 学期中間)

日本国憲法が保障している自由権には 3 つの種類がある。何か。

[解答欄]

[解答]身体の自由, 精神の自由, 経済活動の自由

[解説]

自由権を大きく 3 つに分けると身体の自由, 精神の自由, 経済活動の自由になる。身体の自由は警察などの国家権力によって身体を不当に拘束こうそくされないという自由である。憲法は、「現行犯以外は裁判所の令状れいじょうなしでは逮捕たいほされない」, 「拷問や自白を強制ごうもんされない」, 「勝手に住居を捜索じやくされない」, 「奴隷的拘束および苦役

からの自由」を定めている。精神の自由としては、「思想・良心の自由」, 「信教の自由」, 「学問の自由」, 「言論出版の自由」, 「集会・結社・表現の自由」, 「通信の秘密」などがある。経済活動の自由としては、「財産権の不可侵」, 「職業選択の自由」, 「居住・移転の自由」などがある。

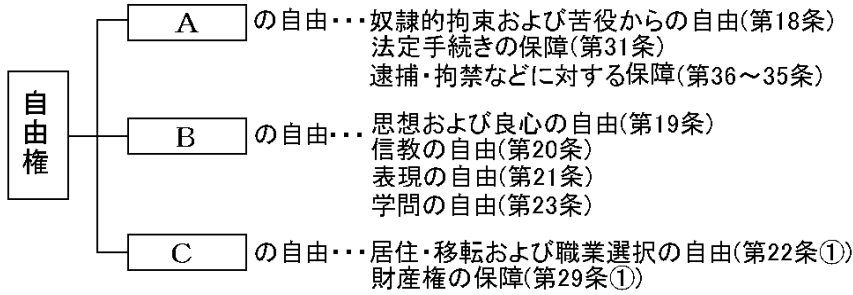
[自由権の分類]

- ・精神の自由
- ・身体の自由
- ・経済活動の自由

※自由権の単元では、「身体的自由」「精神の自由」「経済活動の自由」のどの分類にあてはまるかを問う問題の出題頻度が高い。

[問題](1 学期期末)

次の図を見て、各問いに答えよ。



- (1) 図の A～C にあてはまる語句を答えよ。
 (2) 次の内容は、A, B, C のどれにあたるか。記号で答えよ。
 ア 会社をおこし経営する。
 イ 拷問や自白を強要されない。
 ウ 親といえども勝手に封書を開けられない。
 エ 自分の貯金は他人が勝手におろせない。
 オ 勝手に住居を捜索されない。

[解答欄]

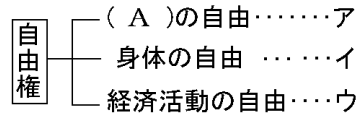
| | | | |
|------|---|---|------|
| (1)A | B | C | (2)ア |
| イ | ウ | エ | オ |

[解答](1)A 身体 B 精神 C 経済活動 (2)ア C イ A ウ B エ C オ A

[問題](1 学期期末)

右の図を見て、次の各問いに答えよ。

- (1) 図中の A に適する語句を書け。
 (2) 次の①～⑥は、図中のア～ウのどの自由に属するか。記号で書け。
 ① 自分の住居を移すことは自由である。
 ② 思想及び良心の自由は保障される。
 ③ 職業を選択する自由をもつ。
 ④ 現行犯以外は裁判所の令状なしでは逮捕されない。
 ⑤ 拷問や自白を強制されない。
 ⑥ 会社をつかって仕事をする事。



[解答欄]

| | | | |
|-----|------|---|---|
| (1) | (2)① | ② | ③ |
| ④ | ⑤ | ⑥ | |

[解答](1) 精神 (2)① ウ ② ア ③ ウ ④ イ ⑤ イ ⑥ ウ

[問題](3 学期)

日本国憲法に定められている次の①～④は、どの自由権にあたるか。それぞれあてはまるものを、下の[]から1つずつ選べ。

- ① 信教の自由
- ② 逮捕・拘禁などに対する保障
- ③ 居住・移転および職業選択の自由
- ④ 集会・結社・表現の自由

[身体の自由 精神の自由 経済活動の自由]

[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|

[解答]① 精神の自由 ② 身体の自由 ③ 経済活動の自由 ④ 精神の自由

[問題](1 学期期末)

次の自由権の内容は、身体の自由、精神の自由、経済活動の自由のうちのどれにあてはまるか。「身体」「精神」「経済」という語句で答えよ。

- (1) 自分の考えをまとめて本を発行すること
- (2) 自分の好きな職業につくこと
- (3) 新潟から東京に移り住むこと
- (4) 理由なく逮捕されないこと
- (5) 好きな学問に熱中すること
- (6) 自分の預金は他人が勝手におろせないこと
- (7) 会社をおこして経営すること
- (8) 拷問や自白を強要されないこと
- (9) 自分たちの考えを訴えるためデモをすること
- (10) 自分の好きな宗教を信仰すること
- (11) 勝手に住居を捜索されないこと

[解答欄]

| | | | |
|-----|------|------|-----|
| (1) | (2) | (3) | (4) |
| (5) | (6) | (7) | (8) |
| (9) | (10) | (11) | |

[解答](1) 精神 (2) 經濟 (3) 經濟 (4) 身体 (5) 精神 (6) 經濟 (7) 經濟 (8) 身体 (9) 精神 (10) 精神 (11) 身体

【】 社会権

[生存権：憲法 25 条]

[問題](後期中間)

日本国憲法第 25 条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と定めている。この権利は社会権の中の何という権利か。漢字 3 文字で答えよ。

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]生存権

[解説]

人間らしい生活を送るための基礎を保障するのが 社会権 である。社会権のうちで基本となるのは 生存権 で、憲法は第 25 条 1 項で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と定めている。

[生存権：憲法25条]

「すべて国民は、

健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」

※この単元で特に出題頻度が高いのは 25 条の条文の「健康」「文化的」「最低限度の生活」である。「生存権」の出題頻度も高い。

[問題](2 学期中間)

日本国憲法第 25 条について、次の文の①、②にあてはまる語句を下の[]から選べ。

「すべて国民は、(①)で(②)的な最低限度の生活を営む権利を有する。」

[自由 健康 平等 文化 社会]

[解答欄]

| | |
|---|---|
| ① | ② |
|---|---|

[解答]① 健康 ② 文化

[問題](1 学期期末)

次の文中の①～④に適語を入れよ。

日本国憲法第 25 条は、「すべて国民は、(①)で(②)的な(③)の生活を営む権利を有する。」と(④)権を定めている。

[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|

[解答]① 健康 ② 文化 ③ 最低限度 ④ 生存

[問題](1 学期中間)

憲法 25 条の「すべて国民は」に続く()の中の語句を書け。

「すべて国民は()を営む権利を有する。」

[解答欄]

[解答]健康で文化的な最低限度の生活

[問題](2 学期期末)

「生存権」とは、どういう権利をいうか。

[解答欄]

[解答]健康で文化的な最低限度の生活を営む権利。

[問題](1 学期期末)

生存権を定めたのは日本国憲法の第何条か。次から選べ。

[9 条 13 条 25 条 56 条]

[解答欄]

[解答]25 条

[生存権：社会保障制度]

[問題](後期中間)

生活保護や老齢年金、介護保険、医療保険など、安定した生活を保障するための制度を何というか。

[解答欄]

[解答]社会保障制度

[解説]

生存権は、特に、病気や失業などで現実の生活に困っている人々にとって重要である。このような場合には生活保護法などの法律によって、生活を保障するようになってい

[生存権：社会保障制度]

公的扶助：生活保護法

社会保険：老齢年金、介護保険、医療保険

る(公的扶助)。また、生存権の保障のためには、人々が安定した生活を送ることができるよう、老齢年金や障害年金、医療保険などの制度(社会保険)を整えることが必要になる。また、高齢化社会に備えて、2000年からは介護保険制度が導入されている。このような公的扶助・社会保険・社会福祉・公衆衛生などの制度を社会保障制度という。
 ※この単元はときどき出題される。

[問題](1 学期期末)

社会権の保障のためには、社会保障制度を整えることが必要である。その中で、2000年から実施された、介護が必要な高齢者を対象にした制度を何というか。

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]介護保険

[問題](2 学期中間)

次の各問いに答えよ。

- (1) 生存権を保障するために、働くことができず収入がとだえた場合、法律によって生活に必要なお金が支給される。この法律は何か。
- (2) 生存権を保障するために、(1)のほか、老齢年金の制度や介護保険、医療保険などの社会保険などがあるが、これらをまとめて何制度というか。
- (3) 下の[]の社会保険の中で一番新しくつくられた制度はどれか。

[老齢年金 障害年金 介護保険 医療保険]

[解答欄]

| | | |
|-----|-----|-----|
| (1) | (2) | (3) |
|-----|-----|-----|

[解答](1) 生活保護法 (2) 社会保障制度 (3) 介護保険

[教育を受ける権利]

[問題](1 学期期末)

次は、憲法 26 条である。①～③に適する語句を下の[]からそれぞれ選べ。

「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける(①)を有する。」

「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる(②)を負う。義務教育は、これを(③)とする。」

[権利 義務 自由 責任 無償]

[解答欄]

| | | |
|---|---|---|
| ① | ② | ③ |
|---|---|---|

[解答]① 権利 ② 義務 ③ 無償

[解説]

教育を受ける権利が社会権の中に含まれるのはなぜであろうか。次のような極端な例をあげればすぐに理解できる。仮に、何らかの理由で小学校での教育も受けておらず、読み書きや簡単な計算がまったくできない場合、雇

| |
|--|
| [教育を受ける権利] ひとしく <u>教育を受ける権利</u> 普通教育を受けさせる義務 義務教育は無償とする |
|--|

ってくれる会社がどれだけあるだろうか。例えば、コンビニのバイトの場合でも、字が読めず計算がまったくできなかつたら、仕事にならないであろう。働き口が見つからなければ、自己の生存を維持していくことが著しく困難になる。そこで、憲法 26 条は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と教育を受ける権利を保障し、さらに「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする」と定めている。教育基本法は教育を受ける権利を具体的に定めている。

※この単元で出題頻度が高いのは「教育を受ける権利」である。「普通教育を受けさせる義務」「義務教育は、これを無償とする」もときどき出題される。

[問題](2 学期中間)

次は、憲法 26 条である。①、②に適する語句を入れよ。

「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく(①)権利を有する。」「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に(②)義務を負う。義務教育は、これを無償とする。」

[解答欄]

| | |
|---|---|
| ① | ② |
|---|---|

[解答]① 教育を受ける ② 普通教育を受けさせる

[問題](1 学期中間)

次の①～③に適する語句を入れよ。

「すべて国民は、法律の定めるところにより、その(①)に応じて、(②)教育を受ける権利を有する。」(憲法 26 条 1 項)

「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に(③)教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを(④)とする。」(憲法 26 条 2 項)

[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|

[解答]① 能力 ② ひとしく ③ 普通 ④ 無償

[問題](2 学期中間)

次の各問いに答えよ。

- (1) 教育を受ける権利を定めているのは憲法の何条か。
- (2) 教育を受ける権利を保障するために、わが国の教育のあり方を定めた法律を何というか。

[解答欄]

| | |
|-----|-----|
| (1) | (2) |
|-----|-----|

[解答](1) 26 条 (2) 教育基本法

[労働基本権]

[問題](1 学期期末)

労働基本権は労働三権ともよばれる。次の権利をそれぞれ何というか。

- ① 労働組合をつくる権利
- ② 労働条件などを交渉する権利
- ③ ストライキなどを行う権利

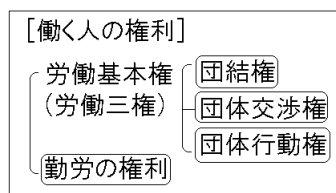
[解答欄]

| | | |
|---|---|---|
| ① | ② | ③ |
|---|---|---|

[解答]① 団結権 ② 団体交渉権 ③ 団体行動権

[解説]

自分と家族の生活(生存)を維持するためには働かなければならない。勤労の権利と労働基本権が社会権に含まれるのはそのためである。資本主義が成立した初期のころは、労働者は使用者に対して弱く不安定な立場に置かれていた。



そこで、日本国憲法は、「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。」(28 条)と労働三権(労働基本権)(団結権・団体交渉権・団体行動権)を定めた。労働組合法は、労働三権について、具体的にその内容を定めている。

1) 団結権

一人の労働者が単独で賃金アップの要求を会社側と交渉しようとしてもうまくいかない。「不満があるならやめてもらって結構だよ。」と言われればそれまでである。しかし、労働組合を結成すると、交渉力は格段に強くなる。組合員全員に対して「やめてもらって結構だよ。」とはいえないからである。もし、憲法等の規制がなければ、組合が結成される動きが出たときには、組合結成の中心人物への説得・解雇や配置転換の脅しなどあらゆる手段を使ってこの動きを阻止しようとするかもしれない。労働組合法は、会社側のこうした妨害行為を「不当労働行為」として禁じ、労働者の団結権を保障している。

2) 団体交渉権

組合を結成した労働者は、賃金アップなど労働条件の向上を求めて会社に団体交渉を申し込むだろう。しかし、会社側としては賃金アップの交渉などしたくないという場合もあるかもしれない。交渉を受けるか否かは、本来自由のはずである。しかし、それでは、労働条件の向上は望めない。そこで、労働組合法は、「組合が団体交渉を申し込んできたとき、これを拒否することはできない」としたのである。会社側が、正当な理由なく団体交渉を拒否することは不当労働行為となる。

3) 団体行動権(争議権)

団体交渉の場で、組合は賃金アップを求めて会社側と交渉を行う。交渉は、労使双方の力関係に左右されるが、組合側の最後の武器はストライキ(労働争議)である。最近では、ストライキはあまり行われなくなったが、かつては、数か月に及ぶストライキなども珍しいことではなかった。

ところで、民法の契約の原則からいえば、ストライキは、労働力の提供という契約を一方向的に破ることを意味する。したがって、本来の契約の原則からは、ストライキによって損害が生じた場合、会社はストライキに参加した労働者に損害賠償を求めることができるはずである。そこで、憲法や労働組合法は、正当な労働争議の場合はこのような損害賠償は生じないとしたのである。これが、団体行動権(争議権)の内容である。

なお、公務員の場合は、ストライキが及ぼす影響が大きいことから、団体行動権は認められていない(警察官や消防士がストライキをやったら大変である)。

※この単元で特に出題頻度が高いのは「団結権」「団体交渉権」「団体行動権」である。

「勤労の権利」もよく出題される。

[問題](1 学期期末)

労働基本権について、下の文中の下線部に関する権利名を答えよ。

商事会社で働いている A さんは、自分たちの労働条件の改善を社長に要求することにした。そこで同じ職場の仲間に呼びかけて、a 組合を作ることを決め、社長に報告した。そして、組合は社長に対して労働時間の短縮などの b 労働条件の改善を交渉した。ところが、社長がこの要求に応じなかったため、組合は c ストライキを決行した。

[解答欄]

| | | |
|---|---|---|
| a | b | c |
|---|---|---|

[解答]a 団結権 b 団体交渉権 c 団体行動権

[問題](1 学期期末)

次のイラストに示された 3 つの労働基本権をそれぞれ答えよ。



[解答欄]

| | | |
|---|---|---|
| ① | ② | ③ |
|---|---|---|

[解答]① 団結権 ② 団体交渉権 ③ 団体行動権

[問題](1 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 使用者に対して、弱い立場にある労働者に保障した権利を労働三権、または何権と
いうか。
- (2) (1)の労働三権をすべて答えよ。

[解答欄]

| | |
|-----|-----|
| (1) | (2) |
|-----|-----|

[解答] (1) 労働基本権 (2) 団結権, 団体交渉権, 団体行動権

[問題](2 学期期末)

次の文の①, ②に適語を入れよ。

憲法第 28 条は、「勤労者の団結する権利, 及び(①)その他の(②)をする権利はこれを保障する。」と定めている。

[解答欄]

| | |
|---|---|
| ① | ② |
|---|---|

[解答]① 団体交渉 ② 団体行動

[問題](1 学期期末)

人間としてふさわしい条件のもとで働けるように労働条件の基準を定めた法律は何か。

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]労働基準法

[問題](2 学期中間)

次の文の①, ②に適語を入れよ。

憲法 27 条「すべて国民は勤労の(①)を有し(②)を負う。」

[解答欄]

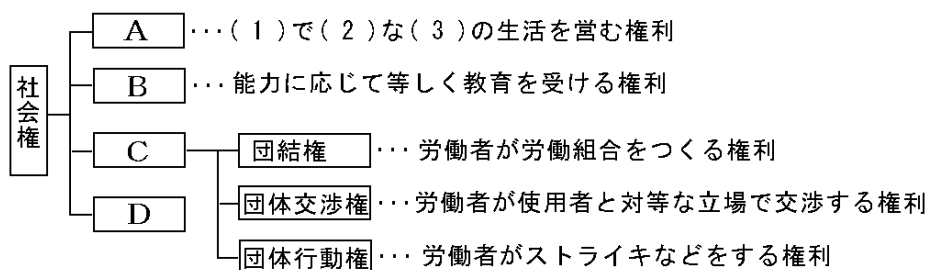
| | |
|---|---|
| ① | ② |
|---|---|

[解答]① 権利 ② 義務

[社会権全般]

[問題](1 学期期末)

次の各問いに答えよ。



- (1) 図中の A～D に適する語句を書け。
- (2) A について、次の各問いに答えよ。
 - ① 図中の()に適する語句を書け。
 - ② A を実現するための公的扶助・社会保険・社会福祉・公衆衛生などの制度を何というか。
- (3) B について述べた次の文中の()に適する語句を書け。
B を保障するため、日本国憲法では、「義務教育は、これを()とする」(第 26 条)と定めている。
- (4) C について、人間としてふさわしい条件のもとで働けるように労働条件の基準を定めた法律を書け。

[解答欄]

| | | |
|------|-------|-----|
| (1)A | B | C |
| D | (2)①1 | 2 |
| 3 | ② | (3) |
| (4) | | |

[解答](1)A 生存権 B 教育を受ける権利 C 労働基本権 D 勤労の権利 (2)①1 健康 2 文化的 3 最低限度 ② 社会保障制度 (3) 無償 (4) 労働基準法

[解説]

[社会権の分類]

生存権:25条「健康で文化的な最低限度の生活」
教育を受ける権利
労働基本権:団結権, 団体交渉権, 団体行動権
勤労の権利

[問題](前期期末)

右の図を見て次の各問いに答えよ。

(1) 図中の A, B にあてはまる語句を書け。

(2) A の権利について、次の各問いに答えよ。

① 次の文中の()にあてはまる語句を書け。

第 25 条

すべて国民は(ア)で(イ)的な(ウ)の生活を営む権利を有する

② 政府が行う保障の中で、介護が必要になったときに、地方公共団体からサービスを受ける社会保険制度を何というか。

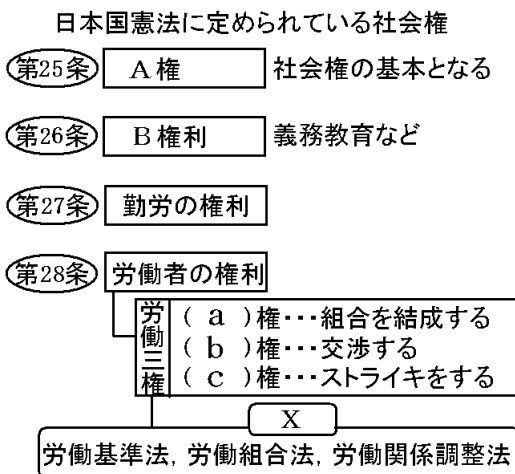
(3) B の権利を具体的に表した法律は何か。

(4) 図中の a, b, c にあてはまる語句を書け。

(5) 図中 X の法律を合わせて何というか。

(6) 労働三権のうち表中の(c)の権利を否認されている職種は何か。

(7) ①社会権を世界ではじめて明記した憲法の名称と、②その憲法が制定された国名を答えよ。



[解答欄]

| | | | |
|------|---|-------|------|
| (1)A | B | (2)①ア | イ |
| ウ | ② | (3) | (4)a |
| b | c | (5) | (6) |
| (7)① | ② | | |

[解答](1)A 生存 B 教育を受ける (2)①ア 健康 イ 文化 ウ 最低限度 ② 介護保険 (3) 教育基本法 (4)a 団結 b 団体交渉 c 団体行動 (5) 労働三法 (6) 公務員 (7)① ワイマール憲法 ② ドイツ

[問題](2 学期中間)

社会権について，答えよ。

ア 日本国憲法 25 条には「すべて国民は、(A)で(B)な(C)の生活を営む権利を有する」とあり，人間らしい生活ができなくなったときは，法律で生活が保障される。また，イ すべての子どもが学校で学習することを保障し，働く人のためにも勤労の権利と ウ 労働基本権が保証されている。

- (1) (A)～(C)に適語を入れよ。
- (2) 下線部アの権利を何というか。
- (3) 下線部イの権利を何というか。
- (4) 下線部ウの権利には 3 つある。次の①～③はそれぞれ何とよばれる権利か。
 - ① 要求を実現するためにストライキなどをする権利
 - ② 労働組合などをつくることのできる権利
 - ③ 賃金その他の労働条件の改善を求めて交渉する権利

[解答欄]

| | | | |
|------|------|---|-----|
| (1)A | B | C | (2) |
| (3) | (4)① | ② | |
| ③ | | | |

[解答](1)A 健康 B 文化的 C 最低限度 (2) 生存権 (3) 教育を受ける権利 (4)① 団体行動権 ② 団結権 ③ 団体交渉権

【】人権保障を確かなものにするための権利

[参政権]

[問題](2 学期中間改)

選挙権，被選挙権，憲法改正の国民投票権，最高裁判所裁判官の国民審査権，請願権など，国民が政治に参加する権利を何というか。

[解答欄]

[解答]参政権

[解説]

人権保障を確かなものにするための権利としては、まず^{さんせいけん}参政権(国民が政治に参加する権利)があげられる。人権が、不当な政治の力によっておかさねないようにするためには、参政権が認められて、政治が国民によって行われることが必要である。

| |
|----------------|
| [参政権] |
| 選挙権，被選挙権 |
| 憲法改正の国民投票権 |
| 最高裁判所裁判官の国民審査権 |
| 住民投票権，(請願権) |

参政権のうち，国民が代表を選ぶ権利を^{せんきょけん}選挙権，代表者として国民に選ばれる権利を^{ひせんきょけん}被選挙権という。そのほかに，^{こくみんとうひょう}憲法改正の国民投票権，^{しんさ}最高裁判所裁判官の国民審査権，地方自治特別法の住民投票権なども参政権である。

また，国や地方公共団体の機関に要望をする^{せいがん}請願権も参政権の 1 つである。「地域の保育園の数が少ないので，もう 1 つ保育園をつくってほしいと署名を集め，市に^{ちんじょう}陳情する」などは，請願権の行使である。

※請願権は，参政権に分類している教科書と，請求権に分類している教科書がある。ここでは，参政権に分類する。

※この単元で出題頻度が高いのは「参政権」「選挙権」「請願権」である。「被選挙権」「国民投票」「国民審査」もときどき出題される。

[問題](前期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 国民が政治に参加する権利を何というか。
- (2) (1)の権利のうち，国会議員や地方議会の議員，都道府県知事や市(区)町村長などを選ぶ権利を何というか。
- (3) (1)の権利のうち，国や地方の機関に要望をする権利を何というか。

[解答欄]

| | | |
|-----|-----|-----|
| (1) | (2) | (3) |
|-----|-----|-----|

[解答](1) 参政権 (2) 選挙権 (3) 請願権

[問題](後期中間)

参政権には、次のようなものがある。①～⑤に適語を入れよ。

- ・国会議員などを選ぶ(①)権
- ・国会議員選挙などに立候補する(②)権
- ・最高裁判所裁判官の(③)権
- ・憲法改正の(④)権
- ・地方自治特別法の住民投票権
- ・国や地方公共団体の機関に要望をする(⑤)権

[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ |
| ⑤ | | | |

[解答]① 選挙 ② 被選挙 ③ 国民審査 ④ 国民投票 ⑤ 請願

[問題](2 学期期末)

参政権にあたるものを次の中から 3 つ選び、記号で答えよ。

- ア 憲法改正のときの国民投票権
- イ 教育を受ける権利
- ウ 労働組合をつくる権利
- エ 自由に職業を選べる権利
- オ 最高裁判所裁判官の国民審査権
- カ 裁判を受ける権利
- キ 国や地方の機関に要望をする権利

[解答欄]

[解答]ア, オ, キ

[問題](2 学期中間)

参政権にあたるものを、次から 3 つ選べ。

- ア 国会議員を選挙する権利
- イ 最高裁判所裁判官の国民審査
- ウ 国に損害賠償を求める権利
- エ 裁判を受ける権利
- オ 無罪判決を受け刑事補償を請求する権利
- カ 憲法改正の国民投票

[解答欄]

[解答]ア, イ, カ

[問題](2 学期中間)

選挙権や被選挙権以外の参政権を 2 つ答えよ。

[解答欄]

[解答]憲法改正の国民投票権，最高裁判所裁判官の国民審査権(請願権，地方自治特別法の住民投票権)

[問題](2 学期中間)

参政権とはどんな権利か。説明せよ。

[解答欄]

[解答]国民が政治に参加する権利

[問題](2 学期中間)

参政権が保障される理由を簡潔に説明せよ。

[解答欄]

[解答]政治が国民の意思にもとづいて民主的に行われるために，国民が政治に参加することが必要だから。

[請求権]

[問題](前期期末)

裁判を受ける権利、公務員の不法行為に対して国家に損害賠償を求める権利、刑事補償を求める権利をまとめて何というか。

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]請求権

[解説]

人権保障を確かなものにするための権利としては、^{さんせいけん}参政権のほか、^{しんがい}実際に人権が侵害されたときに^{きゅうさい}救済を求める各種の権利(^{せいきゅうけん}請求権)がある。

| |
|----------|
| [請求権] |
| 裁判を受ける権利 |
| 国家賠償請求権 |
| 刑事補償請求権 |

- ・裁判を受ける権利：人権が^{しんがい}侵害されたときには、裁判所に訴えて公正な裁判によって^{きゅうさい}救済を求めることができる権利である。
- ・国家賠償請求権：公務員の行為によって損害を受けたときには損害賠償を請求できる。(エイズウイルスの入った非加熱の輸入血液製剤により、HIVに感染した患者たちが、安全対策を怠った国と製薬会社を相手取り、損害賠償を求めるなど)
- ・刑事補償請求権：犯罪を犯したとされて逮捕・起訴されて刑事裁判にかけられたとする。裁判の結果無罪判決を受けたときは、国にその^{ほしゅう}補償を請求することができる。これを^{けいじほしゅうせいきゅうけん}刑事補償請求権という。

※この単元で出題頻度が高いのは「請求権」「裁判を受ける権利」「刑事補償請求権」である。「国家賠償請求権」もときどき出題される。

[問題](2学期中間)

「人権保障を確かなものにするための権利」について、次の①～③はそれぞれ何という権利か。

- ① 貸した金の返済を求めて裁判をおこした。
- ② エイズウイルスの入った非加熱の輸入血液製剤により、HIVに感染した患者たちが、安全対策を怠った国と製薬会社を相手取り、損害賠償を求めた。
- ③ 一度は有罪となり服役したが、再審の結果、無罪となった。

[解答欄]

| | | |
|---|---|---|
| ① | ② | ③ |
|---|---|---|

[解答]① 裁判を受ける権利 ② 国家賠償請求権 ③ 刑事補償請求権

[問題](1 学期期末)

次の文中の①～⑥にあてはまる語句を下の[]の中から選べ。

日本国憲法は、自分の権利が侵害された場合、誰でも(①)に訴え、公正な裁判によって救済を受けることができると定めている。また、(②)の不法行為によって損害を受けた人に対する(③)や、裁判で(④)になった人に対する(⑤)などが認められている。これらの救済を求める権利を(⑥)という。

[裁判所 請求権 賠償 無罪 公務員 補償 警察 有罪]

[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ |
| ⑤ | ⑥ | | |

[解答]① 裁判所 ② 公務員 ③ 賠償 ④ 無罪 ⑤ 補償 ⑥ 請求権

[問題](前期中間)

人権保障を確かなものにするための権利にあたるものを次の[]から2つ選べ。

[裁判を受ける権利 労働組合をつくる権利 教育を受ける権利 刑事補償請求権]

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]裁判を受ける権利, 刑事補償請求権

[問題](後期中間)

日本国憲法第 32 条は、人権を侵害されたとき、どのような方法による救済を保障しているか。次の語句を用いて簡単に書け。

[裁判所 公正]

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]裁判所に訴え、公正な裁判によって救済を受けることができる。

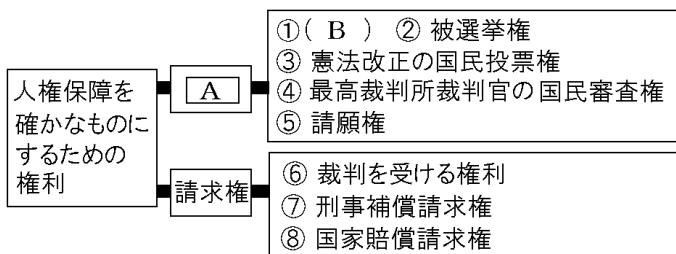
[解説]

憲法第 32 条は、「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」と定めている。

[人権保障を確かなものにするための権利全般]

[問題](前期期末)

次の資料をもとに、以下の各問いに答えよ。



- (1) 図中の A にあてはまる、国民が政治に参加する権利を何というか。
- (2) 図中の B は、18 歳以上の国民すべてが持つ、A の中でも最も基本的な権利である。
この権利を何というか。
- (3) 次のア、イにあてはまる権利を、図中の①～⑧から選べ。
ア 逮捕されたが無罪の判決を受けたため、補償を求める権利。
イ 国の機関に要望を出す権利。

[解答欄]

| | | | |
|-----|-----|------|---|
| (1) | (2) | (3)ア | イ |
|-----|-----|------|---|

[解答](1) 参政権 (2) 選挙権 (3)ア ⑦ イ ⑤

[解説]

人権保障を確かなものにするための権利としては、参政権と請求権がある。
参政権には、選挙権、被選挙権、憲法改正の国民投票、最高裁判所裁判官の国民審査、住民投票、請願権がある。請求権は、実際に人権が侵害されたときに救済を求める権利で、裁判を受ける権利、国家賠償請求権、刑事補償請求権がある。

[問題](3 学期)

人権を守るための権利について、次の各文の空欄にあてはまる語句を答えよ。

- ① 18 歳以上の国民に与えられる()権
- ② ()を受ける権利
- ③ 国の機関に要望する()権
- ④ 公務員の不法行為に対して損害賠償を請求する()権
- ⑤ 無罪の判決を受けた人の()請求権

[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ |
| ⑤ | | | |

[解答]① 選挙 ② 裁判 ③ 請願 ④ 国家賠償請求 ⑤ 刑事補償

[問題](1 学期期末)

次の文の①～④にあてはまる語句を書け。

人権を保障していくには国民一人ひとりの努力が必要である。その1つは、国民が政治に積極的に参加することである。日本国憲法はいろいろな(①)を定めている。このうち(②)は議員や知事・市(区)町村長を選ぶ権利である。国民自らの要望や意見を国の機関に求める権利は(③)と呼ばれている。

国民が権利を侵害されたり、不当な不利益を受けたりしたときは、誰でも公正な(④)を受け、損害の回復をはかることができる。また、行政が誤って国民に損害を与えた場合は、損害賠償を求めることも認められている。

[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|

[解答]① 参政権 ② 選挙権 ③ 請願権 ④ 裁判

[問題](1 学期期末)

次の文を読み、各問いに答えよ。

人権を保障していくには、国民一人ひとりの努力が必要である。1 つめは、国民が積極的に政治に参加することであり、憲法でも、色々な(①)権を定めている。その中の a 選挙権 は議員や知事などに立候補できる権利である。その他に、最高裁判所裁判官の b 国民審査権 や憲法改正の c 住民投票権、国民が要望や意見を国の機関に求める(②)権などがある。2 つめは請求権で、国民が権利を侵害されたり、不当な不利益を受けたりしたときには、誰でも公正な(③)を受けることができる権利などがある。

(1) 文中の()に適する語句を漢字で答えよ。

(2) 文中の下線部が正しければ○を、間違いであれば正しい語句を答えよ。

[解答欄]

| | | | |
|------|---|---|------|
| (1)① | ② | ③ | (2)a |
| b | c | | |

[解答](1)① 参政 ② 請願 ③ 裁判 (2)a 被選挙権 b ○ c 国民投票権

【】 公共の福祉

[公共の福祉の条文と根拠]

[問題](3 学期)

わたしたちの社会生活では、人権は他の人の人権を侵害してはならないという制限があり、そのため権利に制約を受けることがあるが、憲法ではこのような制約を何とっているか。

[解答欄]

[解答]公共の福祉

[解説]

人権は無制限なものではない。例えば、職業選択の自由があるからといって、資格のない人が医療行為を行うことは許されていない。治療を受ける人の命を危険にさらすからである。また、夜中に大声

[公共の福祉]
基本的人権は、
国民の不断の努力によって保持しなければならない。
濫用してはならない。
常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

でさわいで「言論の自由だ」ということは許されない。このような行為は他人の人権を侵害するものだからである。人権には他人の人権を侵害してはならないという制約がある。また、道路をつくるために、一定の補償のもとに土地を収用する場合のように、多数の人々の利益のために、一部の人の人権を制限することもある。

このような人権を制約する原理を公共の福祉という。日本国憲法で、「公共の福祉」にふれた条文は次の通りである。

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

※この單元では「公共の福祉」の出題頻度が高い。また、12 条の「不断の努力」「濫用してはならない」もよく出題される。

[問題](2 学期中間)

日本国憲法が保障する自由及び権利は、「これを濫用してはならないのであって常に()のために利用する責任を負う」と定められている。()内に適語を入れよ。

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]公共の福祉

[問題](2 学期中間)

次の①, ②にあてはまる語句を下の[]から選んで書け。

「…自由及び権利は, 国民の(①)の努力によって, これを保持しなければならない。又, 国民は, これを濫用してはならないのであって, 常に(②)のためにこれを利用する責任を負う。」(12 条)

[不断 一層 永久 世界人権 公共の福祉]

[解答欄]

| | |
|---|---|
| ① | ② |
|---|---|

[解答]① 不断 ② 公共の福祉

[問題](2 学期中間)

次の文の①～③に適語を入れよ。

「この憲法が国民に保障する自由及び権利は, 国民の(①)によってこれを保持しなければならない。又, 国民は, これを(②)してはならないのであって, 常に(③)のためにこれを利用する責任を負う。」(憲法 12 条)

[解答欄]

| | | |
|---|---|---|
| ① | ② | ③ |
|---|---|---|

[解答]① 不断の努力 ② 濫用 ③ 公共の福祉

[問題](1 学期期末)

公共の福祉によって人権が制限されることがある。その理由を説明せよ。

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]他人の人権を侵害してはならないから。

[公共の福祉で制限される人権]

[問題](1 学期期末)

伝染病によって隔離された人は、どのような人権が制限されるのか。次の[]から 1 つ選べ。

[表現の自由 集会・結社の自由 居住・移転の自由 営業の自由]

[解答欄]

[解答]居住・移転の自由

[解説]

本来どこに住もうが、どこに移転しようが自由である(居住・移転の自由：経済的自由権の 1 つ)。しかし、伝染病にかかった人を自由にさせておくと、他人の健康や生命を危険にさらすことになるので、病棟に隔離することになる。このとき、居住・移転の自由は公共の福祉の原理によって制限されることになる。

※この単元で出題頻度が高いのは「何という人権が制限されるか」という問題である。

[問題](2 学期中間)

次のような行為は、どの人権の制限をあらわすか。[]より選べ。

「公安条例により、デモは事前の届け出が必要である。」

[営業の自由 集会・結社の自由 表現の自由]

[解答欄]

[解答]集会・結社の自由

[解説]

デモを行うというのは、集会・結社の自由(精神的自由の 1 つ)によって認められる権利である。しかし、例えば駅前などでデモを行うときは、交通の著しい妨げになる場合もある。場所によってデモを制限するのは公共の福祉による制約である。ただし、デモを一律に禁止することなどは認められない。

[問題](3 学期)

職業選択の自由は日本国憲法で保障されているが、決して無制限に保障されているわけではない。例えば、医者や弁護士になるためには必要なものがある。それは何か。

[解答欄]

[解答]資格

[解説]

職業選択の自由は憲法で保障されているが、決して無制限に保障されているわけではない。医者の場合には資格が必要である。資格のない人が医療行為^{いりょうこうい}を行うと、治療を受ける人の命を危険にさらすからである。

[問題](1 学期期末)

京都市では、歴史的な街並みを残すために、「家の修理や家の建て替え」などの、何権を条例で制限をしているか。

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]財産権

[解説]

財産権(経済的自由権)は、他の人権に比べて公共の福祉による制約を受けやすい。憲法も「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。」(29 条 2 項)、「私有財産は、正当な補償^{ほしょう}の下に、これを公共の福祉のために用いることができる。」(29 条 3 項)と明記している。

例えば、新しい道路を建設する場合、財産権を絶対のものとすると、一戸でも土地の売却に同意しないところがあると、道路はいつまでたっても完成しないことになる。

[問題](2 学期期末)

次の①、②は、「公共の福祉」によって人権が制限される例である。制限されている権利を[]からそれぞれ選べ。

- ① 無資格者の営業
- ② 公務員のストライキの禁止

[表現の自由 労働基本権 集会・結社の自由 営業の自由 財産権の保障
信教の自由]

[解答欄]

| | |
|---|---|
| ① | ② |
|---|---|

[解答]① 営業の自由 ② 労働基本権

[解説]

② 公務員の団体行動権(ストライキ)(社会権の中の労働基本権の 1 つ)は認められていない。例えば、ある地域の消防士^{しょうぼうし}がいっせいにストライキを行なったらどうなるだろうか。火事が起きても消防活動が行えず、財産と生命が危険にさらされることになる。

[問題](2 学期中間)

「公共の福祉」による制限にあたるものを、次のア～エから 1 つ選んで記号を書け。

- ア 外国人が日本の公衆浴場に入ることを禁止してもよい。
- イ 中学校の生徒は、新聞への投書をしてはならない。
- ウ 弁護士になるためには、特別な資格をとらなければならない。
- エ 危険なので、女性は建築現場では働くことができない。

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]ウ

[問題](1 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 社会生活では、人権は他の人の人権を侵害してはならないという制約がある。この制約を、日本国憲法では何と呼んでいるか。
- (2) 次の①～③は(1)による制限の例である。どのような人権が制限されているか。下の [] からそれぞれ選べ。
 - ① 医師免許をもっていない者が、診療をしてはいけない。
 - ② 交通渋滞をなくすため道路がつくられることになり、Aさんの土地が国により強制的に収用された。
 - ③ 伝染病になり入院、隔離された。

[財産権の保障 職業選択の自由 居住・移転の自由 労働基本権]

[解答欄]

| | | |
|-----|------|---|
| (1) | (2)① | ② |
| ③ | | |

[解答](1) 公共の福祉 (2)① 職業選択の自由 ② 財産権の保障 ③ 居住・移転の自由

【】 国民の義務

[問題](2 学期中間)

日本国憲法は国民の義務として、子供に()を受けさせる義務、勤労の義務、納税の義務の3つを定めている。()にあてはまる語句を答えよ。

[解答欄]

[解答]普通教育

[解説]

日本国憲法に定められた国民の三大義務は、子どもに普通教育を受けさせる義務、勤労の義務、納税の義務である。このうち、子どもに普通教育を受けさせる義務、勤労の義務の2つは、義務であると同時に権利でもある。

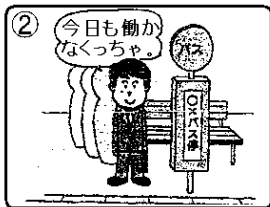
[国民の三大義務]

- ・子どもに普通教育を受けさせる義務
- ・勤労の義務
- ・納税の義務

※この単元で出題頻度が高いのは「子どもに普通教育を受けさせる義務」「勤労の義務」「納税の義務」である。

[問題](1 学期期末)

次のイラストは憲法で定められた国民の三大義務を示している。それぞれ、何という義務か。



[解答欄]

| | | |
|---|---|---|
| ① | ② | ③ |
|---|---|---|

[解答]① 子どもに普通教育を受けさせる義務 ② 勤労の義務 ③ 納税の義務

[問題](1 学期中間)

日本国憲法に定められている国民の義務について、次の文の①、②に適語を入れよ。

第26条 子どもに(①)を受けさせる義務

第27条 勤労の義務

第30条 (②)の義務

[解答欄]

| | |
|---|---|
| ① | ② |
|---|---|

[解答]① 普通教育 ② 納税

[問題](2 学期期末)

国民の三大義務として、あやまっているものを選べ。

- ア 子どもに普通教育を受けさせる義務 イ 勤労の義務
ウ 親を扶養する義務 エ 納税の義務

[解答欄]

[解答]ウ

[問題](1 学期期末)

日本国憲法に定められた国民の三大義務は何か。

[解答欄]

[解答]子どもに普通教育を受けさせる義務，勤労の義務，納税の義務

[問題](2 学期中間)

日本国憲法には 3 つの義務があるが、同時に権利でもあるものがある。これをすべてあげよ。

[解答欄]

[解答]子どもに普通教育を受けさせる義務，勤労の義務

【】新しい人権

[新しい人権]

[問題](後期中間)

新しい権利が主張されるようになったのはなぜか。「社会の変化」,「憲法」という語句を使って説明せよ。

[解答欄]

[解答]社会の変化にともない, 憲法に直接定められていない権利が主張されるようになったから。

[解説]

日本国憲法には, さまざまな人権が規定されている。しかし, 産業の発達や科学技術の発展, 情報化の進展などの社会の変化にともなって, 環境権, 自己決定権, 知る権利, プライバシーの権利など日本国憲法に直接定められていない「新しい人権」が主張されるようになった。「新しい人権」は, 憲法 13 条の幸福追求権を根拠として主張されている。

※この单元では「社会の変化にともない, 憲法に直接定められていない権利が主張されるようになった」がときどき出題される。

[新しい人権]

社会の変化→憲法に規定されていない権利
根拠:幸福追求権(憲法13条)

[問題](2 学期期末)

次の文章を読んで, 後の各問いに答えよ。

自由権や社会権の人権が保障されてきたように, 時代の変化に伴って, 新しい人権が生まれている。

- (1) 日本国憲法第 13 条には, 下線部の「新しい人権」を保障すると考えられている権利の 1 つが定められている。この権利を何というか。
- (2) 日本国憲法で新しい人権が明記されていない理由を説明せよ。ただし, 「憲法」「社会」のキーワードを必ず用いること。

[解答欄]

(1)

(2)

[解答](1) 幸福追求権 (2) 社会の変化にともない, 憲法に直接定められていない権利が主張されるようになったから。

[環境権]

[問題](1 学期期末)

次の文の①, ②にあてはまる語句を書け。

(①)権が新しい人権として提唱され環境保護運動がさがんになったのは、高度経済成長期に水俣病などの(②)が深刻化したためである。

[解答欄]

| | |
|---|---|
| ① | ② |
|---|---|

[解答]① 環境 ② 公害

[解説]

1960 年代以降の急速な経済成長に伴って、水俣病などの深刻な公害問題が発生し、その中で、きれいな水や空気、よい日当たりや眺めなど人間らしい生活環境を求める権利として、環境権が主張された。

具体的な裁判の中でも、空港の騒音によって環境権が侵害されているとして飛行機の夜間

発着の禁止と損害賠償の請求がなされたり、高層マンションの建築によって日照権などの環境権が侵害されているとして、その建築制限を求める訴訟がおこされたりした。

1993 年には、地球環境時代にふさわしい環境基本政策について定めた環境基本法が制定された。また、1997 年には環境影響評価(環境アセスメント)法が制定され、道路や空港などをつくるときは、自然環境にどのような影響を与えるかを、事前に予測・調査(環境アセスメント)することが義務づけられるようになった。

※この単元で特に出題頻度が高いのは「環境権」「環境アセスメント」である。

[環境権]

1960年代以降:公害問題(水俣病など)
→環境権:日照権なども

1993年:環境基本法

1997年:環境影響評価法

環境アセスメント

[問題](2 学期中間)

環境権が提唱されるようになった背景には公害の発生があげられる。八代海に流れ込んだ廃液中の有機水銀によって発生した公害病を何というか。

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]水俣病

[問題](前期期末)

右の資料は、[環境権 プライバシーの権利 知る権利 自己決定権]のどれに関するものか。

[解答欄]

[解答]環境権

[解説]

資料は、建築基準法の規制によって上階に行くほど建物がせまくなっている例である。これは、近隣の住民の環境権(日照権)を守るためのものである。

傾斜のある建物

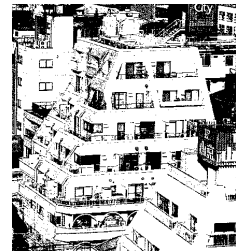


[問題](1 学期期末)

右の資料は、建築基準法の規制によって上階に行くほど建物がせまくなっている例である。このような建て方の規制が行われる理由を説明せよ。

[解答欄]

[解答]近隣の住民の環境権(日照権)を守るため。



[問題](1 学期期末)

次の事例は、[]の新しい人権のどれに関係が深いか。

[環境権 プライバシーの権利 知る権利 自己決定権]

米軍横田基地周辺の飛行機騒音に悩む東京都福生、昭島、立川などの周辺住民599人が、国を相手取り、米軍機の夜間飛行の差し止めと過去、将来分の損害賠償を求めた「横田基地騒音公害3次訴訟」の判決が、89年3月15日東京地裁八王子支部で言い渡された。

[解答欄]

[解答]環境権

[問題](2 学期中間)

道路や建築物をつくるときなど、さまざまな開発を行う際、開発が環境におよぼす影響を事前に調査することを何というか。

[解答欄]

[解答]環境アセスメント

[問題](1 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 環境にやさしい社会をつくるために、1993年に制定された法律を何というか。
- (2) 「道路や空港などをつくる時、自然環境にどのような影響を与えるかを、事前に予測・調査・評価して、環境への影響をさけるようにしたり、小さくしたりする手続き」が、環境影響評価(環境(A))法という法律にまとめてある。Aを何というか。カタカナ6文字で答えよ。

[解答欄]

| | |
|-----|-----|
| (1) | (2) |
|-----|-----|

[解答](1) 環境基本法 (2) アセスメント

[問題](2 学期中間改)

次の文章中の①～③に適語を入れよ。

高度経済成長が進む中で、水俣病をはじめとする公害が深刻化した。そこで、良好な環境を求める権利として(①)権が提唱された。1993年には、環境保全のために国や地方などの責務を定めた(②)法が制定された。また、開発にあたって事前に環境への影響を調査する(③)も義務づけられた。

[解答欄]

| | | |
|---|---|---|
| ① | ② | ③ |
|---|---|---|

[解答]① 環境 ② 環境基本 ③ 環境アセスメント

[自己決定権]

[問題](2 学期中間)

インフォームド・コンセントやホスピス、尊厳死、安楽死などで問題となる、個人が自分の生き方について自由に決めることができる権利を何というか。

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]自己決定権

[解説]

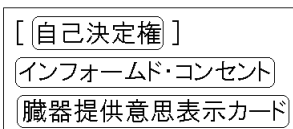
個人が自分の生き方や生活のしかたについて自由に決定する権利は、自己決定権とよばれ、最近、特に医療に関して主張されている。

医師が病気の治療を行う場合、インフォームド・コンセント(医師が病因・治療方法などについて十分な情報を与えた上での患者の同意)が重視されてきている。

また、末期ガンなどの場合に、本人の意思にしたがって、告知を行い、ホスピス(苦痛の除去、死への心の準備などの精神的な支援を目的とした施設)で最後の時を迎えることもある。延命治療によって生かされるのではなく、尊厳死を望むような場合、本人の意思によって延命治療を中止することもある。

また、もしも自分が脳死状態になったときには、臓器を提供してよいと、臓器提供意思表示カード(ドナーカード)(右上図)に事前に記入しておくという方法も、自己決定権を尊重するためのものである。

※この単元で特に出題頻度が高いのは「自己決定権」である。「インフォームド・コンセント」「臓器提供意思表示カード」もよく出題される。



[問題](1 学期期末)

Kさんは臓器提供意思表示カードを持ち歩いている。万が一脳死と判定された時、自分の臓器を必要とする人に提供するためである。これは、近年確立してきたある権利に関わる事である。何という権利か。

[解答欄]

[解答]自己決定権



[問題](1 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 右の資料のカードを何というか。
- (2) このカードを事前に記入し、持っておく権利を何というか。あてはまる語句を書け。

[解答欄]

| | |
|-----|-----|
| (1) | (2) |
|-----|-----|



[解答](1) 臓器提供意思表示カード(ドナーカード) (2) 自己決定権

[問題](2 学期中間)

最近では、患者が医師からの十分な情報を得た上で治療方法などを決定できるようになっている。これを何というか。

[解答欄]

[解答]インフォームド・コンセント

[問題](1 学期期末)

「病気で直る見込みがない場合に、本人の意志で生命維持装置を外す()死が、自己決定権に含まれる」との主張がある。()にあてはまる語句を書け。

[解答欄]

[解答]尊厳

[知る権利]

[問題](2 学期中間)

国民が主権者として政治に参加するためには、国や地方公共団体のさまざまな情報を手に入れる必要がある。このような情報を手に入れる権利を何というか。

[解答欄]

[解答]知る権利

[解説]

国民が主権者として政治に参加するためには、行政機関のもつさまざまな^{じょうほう}情報を手に入れることが必要である。そこで、「知る権利」がとねえられ、国や多くの地方公共団体で^{じょうほうこうかい}情報公開^{せいど}制度が設けられてきた。1999年には情報公開法が制定された。情報公開制度は、国や地方の政治を透明で公正なものにするために役立つ。マスメディアは情報の伝達について、重要な社会的使命を果たさなければならない。

※この単元で特に出題頻度が高いのは「知る権利」である。「情報公開制度」の出題頻度も高い。

[知る権利]

国や地方公共団体の情報を知る権利

情報公開制度, 情報公開法

[問題](2 学期中間)

次の各問いに答えよ。

- (1) 国民が主権者として政治に参加するために、国や地方公共団体がもっている情報を手にいれることができる権利を何というか。
- (2) (1)の権利に基づき、国や地方公共団体で人々の請求に応じて、行政の保有する情報を開示する制度が設けられている。この制度を何というか。
- (3) 国の(2)の制度は 1999 年に制定された法律に基づいている。この法律は何か。

[解答欄]

| | | |
|-----|-----|-----|
| (1) | (2) | (3) |
|-----|-----|-----|

[解答](1) 知る権利 (2) 情報公開制度 (3) 情報公開法

[問題](1 学期期末)

右の資料をみて、次の各問いに答えよ。

- (1) 国民が主権者として、国や地方公共団体から情報を手に入れる権利を何というか。
- (2) (1)の権利を守るため、国や地方公共団体はどんな制度を設けたか。
- (3) 情報の伝達について、重要な社会的使命を果たさなければならない新聞やテレビなどを何というか。カタカナ 6 字で答えよ。



[解答欄]

| | | |
|-----|-----|-----|
| (1) | (2) | (3) |
|-----|-----|-----|

[解答](1) 知る権利 (2) 情報公開制度 (3) マスメディア

[問題](1 学期中間)

新しい人権の 1 つとして「知る権利」が認められている。なぜ「知る権利」が認められるようになったのか。民主政治との関わりにふれながら、「国民が主権者として」という書き出しに続けて書け。

[解答欄]

[解答]国民が主権者として政治に参加するためには、国や地方公共団体がもっている情報を手にいれることが必要であるから。

[プライバシーの権利]

[問題](2 学期中間)

「個人の私生活や情報を他人の干渉から守る権利」は一般に何と呼ばれているか。

[解答欄]

[解答]プライバシーの権利

[解説]

新聞やテレビの犯罪報道^{ほうど}や行き過ぎた社会記事は、個人の知られたくない秘密をあばくことがある。また、個人の情報が、本人の知らない間に勝手に利用されることも多くなっている。そこで、個人の私的な生活を他人の干渉^{かんしょう}から守るプライバシーの権利が登場した。2002年には、国・地方公共団体や民間の情報管理者が個人情報を慎重に管理することを目的として、個人情報保護法が制定された。

[プライバシーの権利]
2002年に個人情報保護法

※この単元で特に出題頻度が高いのは「プライバシーの権利」である。

[問題](1 学期期末)

次の事例は、下の[]の新しい人権のどれに関係が深いか。

1986年、人気タレントのビートたけしが、写真週刊誌「フライデー」の強引な取材に怒り、たけし軍団を引きつけて出版社に乗りこみ、編集部に暴力をふるった。女友達や家族の写真を隠し撮りされたことに対する怒りの表明だった。東京地方裁判所は、たけしに懲役6ヶ月、執行猶予2年の判決を下したが、出版者側にも取材の行き過ぎを指摘し、強く反省を迫った。

[環境権 プライバシーの権利 知る権利 自己決定権]

[解答欄]

[解答]プライバシーの権利

[問題](1 学期期末)

下の文中の①、②にあてはまる語句を答えよ。

新聞やテレビの報道が、個人の(①)と衝突することがある。特に、犯罪報道や行き過ぎた社会記事は、個人の知られたくない秘密をあばくことがある。また、個人の情報が、本人の知らない間に勝手に利用されることも多くなっている。そこで、個人の私的な生活を他人の干渉から守る(①)の権利が登場した。さらに、(①)保護のためには、国や(②)が個人情報を慎重に管理することが重要になっている。

[解答欄]

| | |
|---|---|
| ① | ② |
|---|---|

[解答]① プライバシー ② 地方公共団体

[新しい人権全般]

[問題](1 学期中間)

次の文の①～④にあてはまる語句を下の[]から選んで書け。

新しい人権には、暮らしやすい環境を求める権利である(①)や、個人の生活や情報を他人の干渉から守る(②), 多くの地方公共団体の(③)制度のきっかけとなった「知る権利」などがある。最近では自分の生き方や生活のしかたを自由に決定する(④)も注目されている。

[国民投票権 プライバシーの権利 自己決定権 環境権 情報公開
インフォームド・コンセント]

[解答欄]

| | | |
|---|---|---|
| ① | ② | ③ |
| ④ | | |

[解答]① 環境権 ② プライバシーの権利 ③ 情報公開 ④ 自己決定権

[解説]

[新しい人権]

環境権, 自己決定権

知る権利, プライバシーの権利

[問題](3 学期)

現代社会は、高度産業化・情報化が進み、それとともに「新しい人権」が登場した。

次の①～④の権利をそれぞれ何というか。

- ① 個人が自分の生き方や生活のしかたについて自由に決定する権利
- ② 国民が政治に参加するために、さまざまな情報を手に入れる権利
- ③ 個人の私的な生活を他人の干渉から守る権利
- ④ 良好な環境を求める権利

[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|

[解答]① 自己決定権 ② 知る権利 ③ プライバシーの権利 ④ 環境権

[問題](2 学期中間)

新しい人権に関する、次の文中の①～③に適語を入れよ。

高度経済成長が進み公害が深刻化する中で(①)権が主張されるようになった。

また、国民には国や地方公共団体が管理する情報を(②)権利があり、さらに、個人についての私的な情報を保護し、私生活がおかされないようにする(③)の権利なども主張されるようになった。

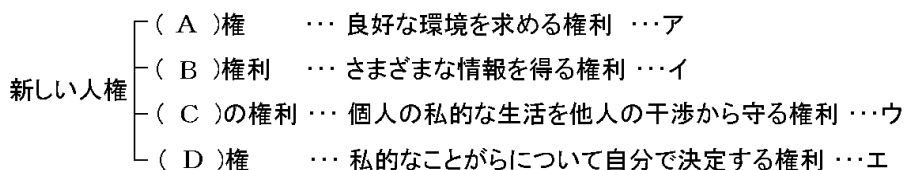
[解答欄]

| | | |
|---|---|---|
| ① | ② | ③ |
|---|---|---|

[解答]① 環境 ② 知る ③ プライバシー

[問題](1 学期期末)

次の図を見て、各問いに答えよ。



- (1) 図中の A～D にあてはまる語句を書け。
- (2) A 権について、現在、土地の開発を計画する際、事前に環境への影響を調査することになっている。このことを何というか。
- (3) 情報は新聞テレビなどから得られるものが少なくない。新聞やテレビのことを何というか。
- (4) B 権利で、わたしたちが情報を得るために地方公共団体が設けている制度を何というか。
- (5) 次の事柄と関係が深い権利をア～エから 1 つずつ選び、記号で書け。
 - ① 申し込みもしないのに、いろいろな学習教材の案内がきて迷惑した。
 - ② 生命維持装置によらず、自然な死をむかえたいと望む患者がふえてきた。

[解答欄]

| | | | |
|------|-----|-----|---|
| (1)A | B | C | D |
| (2) | (3) | (4) | |
| (5)① | ② | | |

[解答](1)A 環境 B 知る C プライバシー D 自己決定 (2) 環境アセスメント (3) マスメディア (4) 情報公開制度 (5)① ウ ② エ

[問題](2 学期中間)

新しい人権についてまとめた A~D について、下の各問いに答えよ。

- A 人間らしく生活できる環境を求める権利
- B さまざまな知りたい情報を手に入れる権利
- C 個人の私生活を他人の干渉から守る権利
- D 個人が自分の生き方や生活について自分の意思で決定できる権利

- (1) A~D の権利をそれぞれ何というか。
- (2) 右のカードは、脳死と判定されたのちに、自分の臓器を他の人に提供するかどうか本人の意思を表示するものである。これは、A~D のうちのどの権利と関係が深いか。1つ選び記号で答えよ。



- (3) B の権利が C の権利を侵害するのはどのような場合か。具体的に書け。

[解答欄]

| | | | |
|------|-----|---|---|
| (1)A | B | C | D |
| (2) | (3) | | |

[解答](1)A 環境権 B 知る権利 C プライバシーの権利 D 自己決定権 (2) D (3) 個人の秘密をあばく新聞やテレビの行き過ぎた報道

[問題](1 学期中間)

新しい人権とよばれるものを 4 つ書け。

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]環境権, 自己決定権, 知る権利, プライバシーの権利

[問題](前期中間)

次の文章のうち正しいものには○を、間違っているものには×を書け。

- ① わが国では、環境問題に対処するために環境基本法が作られている。
- ② 国の情報公開法は、まだ制定されていない。
- ③ 末期患者がみずから尊厳死を選ぶのは、自己決定権の行使である。
- ④ 私生活を守る権利と表現の自由とは、まったく対立することがない。

[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|

[解答]① ○ ② × ③ ○ ④ ×

【】 グローバル社会と人権

[問題](1 学期期末)

「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と、平等でゆずることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」という前文をもつ 1948 年に国連で採択された宣言名を答えよ。

[解答欄]

[解答]世界人権宣言

[解説]

国連で 1948 年に世界人権宣言が採択されたが、条約でないため、法的な拘束力はなかった。そこで 1966 年に条約のかたちで加盟国を拘束することのできる国際人権規約が採択され、日本も 1979 年に加入した。

[グローバル社会と人権]

1948年 世界人権宣言

1966年 国際人権規約

そのほかにも、人種差別撤廃条約(1965 年)、女子差別撤廃条約(1979 年)、子どもの権利条約(1989 年)、障害者権利条約(2006 年)などが国連で採択された。これらの条約は、締約国での人権保障の改善に役立っている。例えば、日本でも、女子差別撤廃条約の採択を受けて、男女雇用機会均等法が制定された。

2006 年には国連人権理事会が置かれ、国連加盟国の人権保障の状況について調査し、問題がある場合には改善するように勧告している。

地球規模での人権保障の場では、各国が協力しているが、「境なき医師団」のような非政府組織(NGO)も活躍している。

※この単元で出題頻度が高いのは「世界人権宣言」「国際人権規約」である。「子どもの権利条約」「女子差別撤廃条約」「障害者権利条約」もときどき出題される。

[問題](1 学期期末)

世界人権宣言は条約でないため、法的な拘束力はなかった。そこで 1966 年に条約のかたちで加盟国を拘束することのできる()が採択された。1979 年に日本は加入した。()に適語を入れよ。

[解答欄]

[解答]国際人権規約

[問題](1 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 国連で 1948 年に採択された人権に関する宣言を何というか。
- (2) (1)は条約でないため、法的な拘束力はなかった。そこで 1966 年、加盟国を拘束することができる条約が採択された。この条約を何というか。

[解答欄]

| | |
|-----|-----|
| (1) | (2) |
|-----|-----|

[解答](1) 世界人権宣言 (2) 国際人権規約

[問題](前期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 国際連合の総会が 1948 年に採択した、人権尊重を国際的に確立するための宣言を何というか。
- (2) (1)の宣言をより効果的なものとするため、1966 年に国連が採択した条約は何か。
- (3) 1979 年に採択された、あらゆる分野での女子に対する差別をなくすための条約は何か。

[解答欄]

| | | |
|-----|-----|-----|
| (1) | (2) | (3) |
|-----|-----|-----|

[解答](1) 世界人権宣言 (2) 国際人権規約 (3) 女子差別撤廃条約

[問題](2 学期中間)

人権は社会的弱者にこそ重要なものである。弱者の立場にある人々が、差別や人権侵害からの救済を訴えるとき、それを支えるのが人権だからである。世界的には、こうした社会的弱者の権利は、国連による「条約」の採択、各国の「条約」の批准という形で進められてきた。次の権利に関する条約名を答えよ。

- ① 1989 年に採択され、日本は 1994 年に批准した、子どもたちの「生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利」などを保障するための条約。
- ② 1979 年に採択され、日本では 1985 年に批准された女性の権利を守るための条約。
- ③ 国連では 2006 年に採択された、障害者などハンディを持つ人々の権利を保障するための条約。

[解答欄]

| | | |
|---|---|---|
| ① | ② | ③ |
|---|---|---|

[解答]① 子どもの権利条約 ② 女子差別撤廃条約 ③ 障害者権利条約

[問題](補充問題)

国連加盟国の人権保障の状況について調査し、問題がある場合には改善するように勧告を行う国連の理事会が 2006 年に置かれた。この理事会の名前を答えよ。

[解答欄]

[解答]国連人権理事会

[問題](2 学期中間)

地球規模での人権保障の場では、各国が協力しているが、「境なき医師団」のような非政府組織も活躍している。非政府組織をアルファベット 3 文字で答えよ。

[解答欄]

[解答]NGO

【】 総合問題

[問題](要点整理)

次の表中の①～⑱に適語を入れよ。

| | |
|-----|--|
| 平等権 | <p>「すべて国民は、(①)の下に(②)であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、(③)されない。」(憲法(④)条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部落差別→(⑤)の答申、在日韓国・朝鮮人への差別 ・(⑥)民族への差別→(⑥)文化振興法 ・男女平等：(⑦)法(雇用における女性差別を禁止) 例)求人広告「男子営業社員募集」→「(⑧)募集」と直す (⑨)社会：男女の区別なく能力を生かすことができる社会 ・障がい者への配慮：(⑩)(身体的,精神的,社会的障壁を取り除く) (⑪)(すべての人が区別されることなく普通の生活を送ること) |
| 自由権 | <ul style="list-style-type: none"> ・(⑫)の自由：思想及び良心の自由など (⑬)の自由：奴隷的拘束や苦役からの自由など (⑭)の自由：(⑮)選択の自由など ・次のア～クのうち、(⑫)の自由に分類されるのは(⑯)，(⑬)の自由は(⑰)，(⑭)の自由は(⑱) <p>ア 拷問の禁止，イ 学問の自由，ウ 逮捕には令状が必要， エ 信教の自由，オ 居住・移転の自由，カ 表現の自由， キ 財産権，ク 集会結社の自由，</p> |

[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ |
| ⑤ | ⑥ | ⑦ | |
| ⑧ | ⑨ | ⑩ | |
| ⑪ | ⑫ | ⑬ | ⑭ |
| ⑮ | ⑯ | ⑰ | ⑱ |

[解答]① 法 ② 平等 ③ 差別 ④ 14 ⑤ 同和対策審議会 ⑥ アイヌ ⑦ 男女雇用機会均等 ⑧ 男女営業社員(営業社員) ⑨ 男女共同参画 ⑩ バリアフリー ⑪ ノーマライゼーション ⑫ 精神 ⑬ 身体 ⑭ 経済活動 ⑮ 職業 ⑯ イ,エ,カ,ク ⑰ ア,ウ ⑱ オ,キ

[問題](要点整理)

次の表中の①～⑳に適語を入れよ。

| | |
|--------------------|---|
| 社会権 | <ul style="list-style-type: none"> ・(①)権(25条):「すべて国民は、(②)で(③)的な(④)の生活を営む権利を有する。」 ・(⑤)を受ける権利(26条) ・すべて国民は(⑥)の権利を有し、義務を負う(27条) ・(⑦)基本権:(⑧)権(労働組合を結成する),(⑨)権,(⑩)権(ストライキ) |
| 人権保障を確かなものにするための権利 | <ul style="list-style-type: none"> ・(⑪)権:議員などを選ぶ(⑫)権, 被選挙権 最高裁判所裁判官の(⑬)権, 憲法改正の(⑭)権 国などに要望を行う(⑮)権 ・請求権:(⑯)を受ける権利, 国家賠償請求権, 刑事補償請求権 |
| (18) | 「…自由及び権利は、国民の(⑰)の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に(⑱)のためにこれを利用する責任を負う。」(12条) |
| 三大義務 | 子供に(⑲)を受けさせる義務, 勤労の義務, (⑳)の義務 |

[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ |
| ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ |
| ⑨ | ⑩ | ⑪ | ⑫ |
| ⑬ | ⑭ | ⑮ | ⑯ |
| ⑰ | ⑱ | ⑲ | ⑳ |

[解答]① 生存 ② 健康 ③ 文化 ④ 最低限度 ⑤ 教育 ⑥ 勤労 ⑦ 労働 ⑧ 団結 ⑨ 団体交渉 ⑩ 団体行動 ⑪ 参政 ⑫ 選挙 ⑬ 国民審査 ⑭ 国民投票 ⑮ 請願 ⑯ 裁判 ⑰ 不断 ⑱ 公共の福祉 ⑲ 普通教育 ⑳ 納税

[問題](要点整理)

次の表中の①～⑫に適語を入れよ。

| | |
|------------------------|---|
| <p>新しい人権</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・(①)権：水俣病などの公害→良好な(①)を求める権利 日照権はその一つ 1993年に(②)法 開発にあたって事前に環境への影響を調査する(③) ・(④)権：自分の生き方について自由に 決めることができる権利 右図は(⑤)カード 患者が医師からの情報を得た上で治療方法 などを決定する(⑥) ・(⑦)権利：国や地方公共団体の情報を手に入れる権利 (⑧)制度, (⑧)法 ・(⑨)の権利：個人の私生活や情報を他人の干渉から守る権利 (⑩)制度, (⑩)法 |
| <p>グローバル 社会と人権</p> | <p>(⑪)：1948年に国連で採択された人権についての宣言 (⑫)：1966年、加盟国を拘束することのできる条約が採択された</p> |



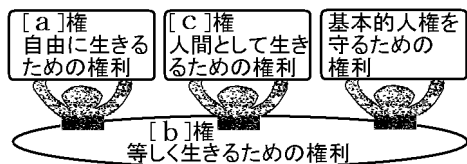
[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | |
| ④ | ⑤ | ⑥ | |
| ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ |
| ⑪ | ⑫ | | |

[解答]① 環境 ② 環境基本 ③ 環境アセスメント ④ 自己決定 ⑤ 臓器提供意思表示 ⑥ インフォームド・コンセント ⑦ 知る ⑧ 情報公開 ⑨ プライバシー ⑩ 個人情報保護 ⑪ 世界人権宣言 ⑫ 国際人権規約

[問題](1 学期期末)

次の図の a, b, c にあてはまる語句を書け。



[解答欄]

| | | |
|---|---|---|
| a | b | c |
|---|---|---|

[解答] a 自由 b 平等 c 社会

[解説]

基本的人権を大きく 4 つに分けると、①平等権(人種、信条、性別、身分などによって差別されない権利)、②自由権(身体の自由、精神の自由、経済の自由)、③社会権(生存権、教育を受ける権利、勤労の権利、労働基本権)、④人権保障を確かなものにするための権利(参政権、請願権、裁判を受ける権利など)となる。このうち、平等権と自由権はフランス革命当時から認められている人権の基盤となる人権である。社会権は、第一次世界大戦後のドイツのワイマール憲法において、はじめて認められた権利である。

[問題](1 学期期末)

次の日本国憲法に関する問いに答えよ。

(1) 日本国憲法で保障している基本的人権の内容は大きく 4 つにまとめることができる。

そのうち、次の①～③は何といわれているか。

- ① 「等しく生きるための権利」
- ② 「自由に生きるための権利」
- ③ 「人間として生きるための権利」

(2) 上記(1)の①～③のほかにも、あと 1 つあるがそれは何か。

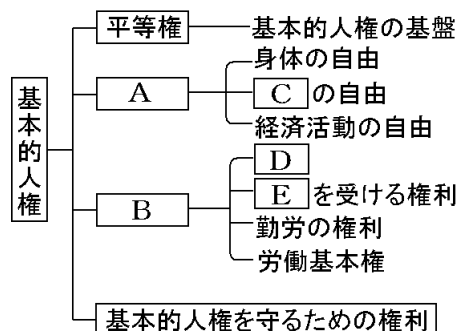
[解答欄]

| | | |
|------|---|---|
| (1)① | ② | ③ |
| (2) | | |

[解答](1)① 平等権 ② 自由権 ③ 社会権 (2) 人権保障を確かなものにするための権利

[問題](前期中間)

次の図の A～E に適する語句を入れよ。



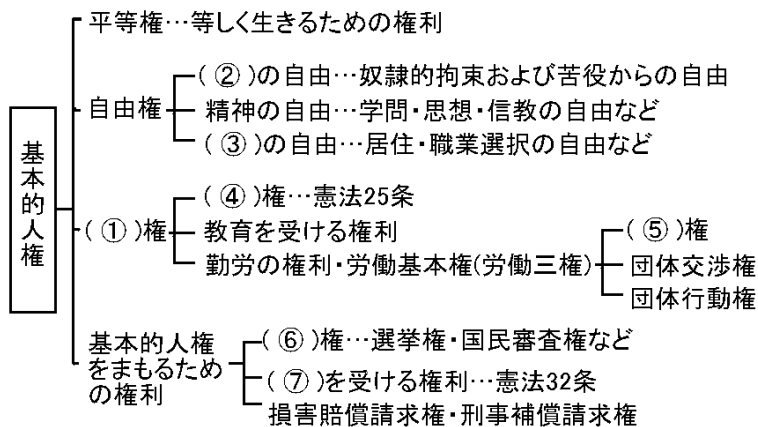
[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| A | B | C | D |
| E | | | |

[解答]A 自由権 B 社会権 C 精神 D 生存権 E 教育

[問題](2 学期中間)

次の図中の①～⑦にあてはまる語句を答えよ。



[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ |
| ⑤ | ⑥ | ⑦ | |

[解答]① 社会 ② 身体 ③ 経済活動 ④ 生存 ⑤ 団結 ⑥ 参政 ⑦ 裁判

[問題](1 学期期末)

基本的人権についてまとめた下の図を見て、次の各問いに答えよ。

A 等しく生きるための権利 …ア

B 自由に生きるための権利 — 身体の自由 …イ
 (①)の自由 …ウ
 経済活動の自由…エ

C人間として生きるための権利 — (②)権<25条> …オ
 (③)を受ける権利<26条> …カ
 (④)の権利<27条> …キ
 労働基本権(労働三権)<28条> …ク

D 人権を守るための権利 — 参政権 …ケ
 (⑤)権<16条> …コ
 国家賠償請求権<17条> …サ
 (⑥)を受ける権利<32条> …シ
 (⑦)補償求権<40条> …ス

- (1) 図中の①～⑦にあてはまる語句を、それぞれ漢字 2 字で書け。
- (2) 次のことがらは、図中のア～スのうちのどの権利について述べたものか。それぞれ 1 つずつ選び記号で書け。
- ① 和歌山市長選挙のときは、よく考えたうえで投票に行った。
 - ② 地域の人の署名を集め、空港の建設を中止する要求書を国に提出した。
 - ③ 父の会社で、賃金(給料)について話し合いがつかずストライキに入った。
 - ④ 姉は、毎週日曜日になると近くの教会へ礼拝にでかける。
 - ⑤ 国道で落石事故がおこり、国は管理の不備を認めて、700 万円を被害者に支払った。
 - ⑥ 薬剤師の兄は、昨年、薬局を開業した。
 - ⑦ 平和を願い、核兵器の廃絶を求めるデモ行進に参加した。
 - ⑧ ひとり暮らしのおばは、病弱なため働けず生活保護法による保障を求めた。
 - ⑨ 公立の中学校では、授業料は徴収していない。
 - ⑩ 刑事は、逮捕令状をもって、犯人逮捕にむかった。
 - ⑪ 女性であることを理由に解雇されることはない。

[解答欄]

| | | | |
|------|---|---|------|
| (1)① | ② | ③ | ④ |
| ⑤ | ⑥ | ⑦ | (2)① |
| ② | ③ | ④ | ⑤ |
| ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| ⑩ | ⑪ | | |

[解答](1)① 精神 ② 生存 ③ 教育 ④ 勤労 ⑤ 請願 ⑥ 裁判 ⑦ 刑事 (2)①
ケ ② コ ③ ク ④ ウ ⑤ サ ⑥ エ ⑦ ウ ⑧ オ ⑨ カ ⑩ イ ⑪ ア

[問題](2 学期中間)

次の基本的人権について書かれている日本国憲法の条文を読んで、各問いに答えよ。

- A 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服せられない。(第 18 条)
- B 学問の自由は、これを保障する。(第 23 条)
- C 思想及び(①)の自由は、これを侵してはならない。(第 19 条)
- D すべて国民は(②)で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。(第(③) 条)
- E 財産権は、これを侵してはならない。(第 29 条)
- F 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。(第 40 条)
- G 勤労者の団結する権利及び(④)その他の団体行動をする権利は、これを保障する。(第 28 条)
- H 集会、結社及び言論、出版その他一切の(⑤)の自由はこれを保障する。(第 21 条)
- I すべて国民は、(⑥)に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は(⑦)により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。(第(⑧)条)
- J すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に(⑨)を受けさせる義務を負う。(⑩)は、これを無償とする。(第 26 条 2 項)
- K 何人も、(⑪)として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官権が発し、且つ理由となっている犯罪を明示する(⑫)によれなければ、逮捕されない。
- L (⑬)の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。(第 20 条 1 項)
- M 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。(第 15 条 3 項)

(1) 条文中①～⑬にあてはまる語句・数字を記入せよ。

(2) 憲法に保障されている基本的人権は、1)平等権、2)自由権、3)社会権、4)基本的人権を守るための権利に分類される。1)～4)の各権利にあてはまるものを A～M からすべて選び、記号を書け。

[解答欄]

| | | | |
|------|-------|----|----|
| (1)① | ② | ③ | ④ |
| ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ |
| ⑨ | ⑩ | ⑪ | ⑫ |
| ⑬ | (2)1) | 2) | 3) |
| 4) | | | |

[解答](1)① 良心 ② 健康 ③ 25 ④ 団体交渉 ⑤ 表現 ⑥ 法の下 ⑦ 門地 ⑧ 14 ⑨ 普通教育 ⑩ 義務教育 ⑪ 現行犯 ⑫ 令状 ⑬ 信教 (2)1) I 2) A, B, C, E, H, K, L 3) D, G, J 4) F, M

[印刷/他のPDFファイルについて]

※ このファイルは、FdData 中間期末社会公民(7,800 円)の一部を PDF 形式に変換したサンプルで、印刷はできないようになっています。製品版の FdData 中間期末社会公民は Word の文書ファイルで、印刷・編集を自由に行うことができます。

※FdData中間期末(社会・理科・数学)全分野のPDFファイル、および製品版の購入方法は <http://www.fdtex.com/dat/> に掲載しております。

下図のような、[FdData 無料閲覧ソフト(RunFdData2)]を、Windows のデスクトップ上にインストールすれば、FdData 中間期末・FdData 入試の全 PDF ファイルを自由に閲覧できます。次のリンクを左クリックするとインストールが開始されます。

【 <http://fddata.deci.jp/lnk/instRunFdDataWDS.exe> 】

※ダイアログが表示されたら、【実行】 ボタンを左クリックしてください。インストール中、いくつかの警告が出ますが、[実行][許可する][次へ]等を選択します。

【イメージ画像】



【Fd教材開発】 (092) 404-2266

<http://www.fdtex.com/dat/>